

富士市高齢者虐待対応マニュアル

(令和5年改訂版)

—誰もが尊厳を持って暮らせる地域づくりのために—



平成18年4月1日より、「高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する
支援法に関する法律」が施行されました

富士市

はじめに

平成18年4月1日、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」といいます。）が施行され、養護者（家庭）及び施設従事者等（施設等）による高齢者虐待対応窓口として、市と地域包括支援センターが大変重要な役割を担うことになりました。

これまで市では、平成18年度に「高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会」の設置、19年度に「高齢者虐待対応マニュアル」の作成、22年度に改訂版「富士市高齢者虐待対応マニュアル」を作成、18年度以降、市民向け「高齢者虐待防止講演会」、事業者向け「高齢者虐待防止研修会」を開催し、家庭内・施設内の高齢者虐待の防止に取り組んできました。

しかし、平成24年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」といいます。）が施行され、更に3年ごとに介護保険法の改正など、高齢者を取り巻く法令も次々に変わり、高齢者の生活、養護者の生活も大きく変わってきました。このような流れの中で、「富士市高齢者虐待対応マニュアル」について、この度、改訂をいたしました。

高齢者虐待防止の取組は、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう支援するものです。虐待ということばかり、高齢者の養護者は加害者としてとらえがちですが、「高齢者虐待防止法」の名称が示すとおり、高齢者虐待の取組には、養護者支援の視点が重要です。

養護者支援により高齢者虐待を防止するためには、できるだけ早い段階で把握し、対応することが必要です。行政、地域包括支援センター、高齢者地域支援窓口、介護保険サービス事業者、介護支援専門員等の支援者には、高齢者やその養護者と接した時に、「おびえた表情」や「無関心な対応」などに気付いたり、また、その言動から介護疲れや介護の困難さなど、本人や養護者が発するSOSのサインを的確に把握することが求められます。

また、民生委員児童委員をはじめ地域の皆様には、普段の何気ない生活の中から、「一緒に生活したくない」とか「認知症が大変で疲れてしまう」など養護者や高齢者本人から相談を受けたり、また、「出て行け」、「ばかやろう」など、大きな声や物を投げる音などを聞くなど、本人や家族が発するSOSのサインに気付いていただき、「虐待かもしれない」と感じた時点でお近くの地域包括支援センターや直接市高齢者支援課へ相談・届出をすることが求められます。

この「富士市高齢者虐待対応マニュアル」は、より早期に高齢者虐待のサインに気付き、適切な養護者支援につなげるための手引きとして作成しました。

最後になりましたが、本マニュアル作成に当たりまして、ご尽力いただきました関係者の皆様方に、心より感謝申し上げます。

令和5年4月

富士市福祉部高齢者支援課

〈目次〉

第1章 養護者による高齢者虐待対応	
1 高齢者虐待の定義-----	1
(1)「高齢者」の定義	
(2)「養護者」の定義	
(3)「高齢者虐待」の捉え方と対応が必要な範囲について	
2 高齢者虐待の種類と具体的な虐待事例-----	3
3 高齢者虐待はなぜ起こるのか(要因と背景)-----	7
4 高齢者虐待発見チェックリスト-----	8
第2章 高齢者虐待の対応機関の役割とネットワーク	
1 市の役割と責務-----	10
(1) 高齢者虐待防止のための普及・啓発	
(2) 関係者のネットワークづくり	
(3)「富士市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク協議会」の構成(虐待防止に関する分野)	
(4)「富士市高齢者・障害者虐待防止庁内連絡会」の設置	
(5) 市担当課の役割	
2 各機関の役割と責務-----	14
(1) 地域包括支援センターの役割と責務	
(2) サービス提供機関・専門職等の役割	
3 地域の役割-----	18
4 虐待対応と個人情報の取り扱い-----	18
(1) 改正個人情報保護法、高齢者虐待防止法で示された利用の制限等	
(2) 改正個人情報保護法の例外規定	
第3章 養護者による高齢者虐待対応	
1 高齢者虐待等の防止に向けた基本的視点-----	20
(1) 発生予防から虐待を受けた高齢者の生活の安定までの継続的な支援	
(2) 高齢者自身の意思の尊重	
(3) 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ	
(4) 虐待の早期発見・早期対応	
(5) 高齢者本人とともに養護者を支援する	
(6) 関係機関の連携・協力によるチーム対応	
2 具体的対応-----	21
(1) 高齢者虐待対応における留意点	
(2) ①富士市「養護者による高齢者への虐待」対応フローチャート(全体的な流れ)-----	24
②富士市「養護者による高齢者への虐待」対応フローチャート(初動期の動きと帳票関係)	
(3) リスクアセスメントシートの活用-----	26
(4) 立入調査の判断	
(5) 緊急保護-----	35
①『富士市緊急ショートステイ』運用手順	
②『富士市緊急保護措置』(やむを得ない事由による措置)運用手順	
第4章 養介護施設従事者等による虐待対応	
1 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止の目的-----	47
2 養介護施設従事者等による高齢者虐待の定義-----	47

(1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待	
(2) 身体拘束も高齢者虐待です	
3 各機関の役割と責務-----	53
(1) 市の役割と責務	
(2) 養介護施設等、従事者の役割と責務	
4 養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止・早期発見-----	54
(1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の要因	
(2) 早期発見	
(3) 富士市「養介護施設従事者等による高齢者への虐待」対応フローチャート-----	57
資料編-----	61
住民基本台帳事務における支援措置申出書	
高齢者虐待対応帳票	
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	
個人情報の保護に関する法律（第18条、27条抜粋）	

第 1 章 養護者による高齢者虐待対応

1 高齢者虐待の定義

(1)「高齢者」の定義

① 「高齢者」とは

「高齢者虐待防止法」では、65 歳以上の者と定義しています（第 2 条第 1 項）。

② 「65 歳未満の者」に対する虐待対応について

介護保険法における、「被保険者」は 65 歳以上の者に限られておらず（介護保険法第 9 条）、また、老人福祉法でも、「65 歳未満の者であって特に必要があると認められる者」も措置の対象に含めています。

なお、「障害者虐待防止法」の成立に伴い高齢者虐待防止法が一部改正され、養介護施設・事業所を利用する 65 歳未満の障害者については高齢者とみなし、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定が適用されることとなりました。

上記から、本市では 65 歳未満の者に対する虐待について、相談・通報は受付し、その支援は介護保険サービス利用の障害者及び介護保険サービスを利用できる特定疾病に該当する者については高齢者虐待防止法の主旨に則り、「高齢者」に準じて対応を実施し、その他の者については適切な関係機関に繋ぐ支援を行います。

(2)「養護者」による高齢者虐待

養護者とは・・・「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者」（第 2 条第 2 項）とされており、同居しているだけでなく、高齢者の日常生活において何らかの世話をしている者（家族、親族、同居人）または、同居していなくても、現に身の世話をしている親族、知人等を指します。

何らかの世話の具体的な行為・・・

金銭の管理・食事や介護の世話・自宅や自室の鍵の管理等、高齢者の生活に必要な行為を管理したり、提供していることなどが該当すると考えられます。

また、高齢者虐待防止法では経済的虐待の主体を「養護者又は高齢者の親族」と規定しています。従って、「現に養護する者」にかかわらず、高齢者の親族が経済的に虐待をしていれば、高齢者虐待防止法の適用になります。

(3)「高齢者虐待」の捉え方と対応が必要な範囲について

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待は、広い意味で「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害されている状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えた上で、法の対象を規定したものとすることができます。

また、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の一つとして、市町村に対し「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のための必要な援助を行う事業」（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号）の

実施が義務づけられています。

こうしたことから、市町村は、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります。

① 障害者への虐待について

65 歳以上の障害者や 65 歳未満の障害者につきましては、介護保険法の「被保険者」でもある場合、「高齢者虐待防止法」と「障害者虐待防止法」のいずれの支援対象にもなると考えられます。本市では、障害福祉課と高齢者支援課と連携の上、被虐待者の状況に応じて、各法律の適切と思われる規定により対応することになります。（それぞれの状況に鑑み、障害者支援施設への保護が適当な場合は、障害者虐待防止法を利用する等。）。

② 「養護、被養護の関係にない」65 歳以上の高齢者への暴力・暴言等について

高齢者虐待防止法が対象としているのは、「現に養護する者」による虐待のため、そのような関係性のない場合（お互いに自立した 65 歳以上の夫婦間での暴力や自立した高齢者に対する息子からの暴力等）、高齢者虐待防止法の対象外となり、基本的には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV[ドメスティック・バイオレンス]防止法」）といえます。）や刑法等により対応することになります。

しかし、通報のあった段階では虐待者が「現に養護する者」であるかどうかの判断が難しいケースもあることから「養護者による高齢者虐待」事案として事実確認を行った上で、DV 防止法の所管課や関係機関に繋いでいく等の対応が必要となります。

また、「現に養護する」養護者が、「養護、被養護の関係にない同居人」による高齢者への身体的・心理的・性的暴力を放置した場合には、「養護を著しく怠ること（ネグレクト）」にあたり、高齢者虐待対応を行います。

③ 医療機関における高齢者への虐待について

医療機関における高齢者への虐待については、高齢者虐待防止法の対象外となっています。仮に医療機関において医療従事者等による高齢者虐待があった場合には、高齢者虐待防止法ではなく、医療法の規定に基づき、医療機関の開設者、管理者が適正な管理を行っているか等について都道府県が検査をし、不適切な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。

④セルフネグレクトについて

P6の※セルフネグレクト（自己放任）を参照してください。

2 高齢者虐待の種類と具体的な虐待事例

(1) 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

ア 身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
イ 介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、養護者以外の同居人によるア、ウまたはエに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
ウ 心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
エ 性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
オ 経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(2) 養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること。その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(3) 高齢者虐待の種類と具体例

虐待類型	虐待行為	具体例
i. 身体的虐待	① 暴力的行為などで、身体にあざや外傷、痛みを与える行為	・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、火傷、打撲をさせる ・刃物や器物で外傷を与える など
	② 本人に向けられた危険な行為や、身体に何らかの影響を与える行為	・本人に向けて物を壊したり、投げたりする ・本人に向けて刃物を近付けたり、振り回したりする など
	③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為	・医学的診断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する ・移動させるときに無理に引きずる、無理やり食事を口に入れる など
	④ 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為	・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける、ベッドに柵を付ける（4点柵）、つなぎ服を着せる、ミトンの使用、意図的に薬を過剰に服用させて動きを抑制するなど） ・外から鍵をかけて閉じ込める、中から鍵をかけて長時間家の中に入れない など

iv.介護・世話の 放棄・放任 (ネグレクト)	① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させている	・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住居環境の中で生活させるなど
	② 専門的診断や治療、ケアが必要にも関わらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由無く制限したり使わせない、放置する	・徘徊や病気の状態を放置する ・虐待対応従事者が医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにも関わらず、無視する ・本来は入院や治療が必要にも関わらず、強引に病院や施設等から連れ帰るなど
	③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する	・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する など
iii.心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること	・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど） ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う（「死ね」「殺すぞ」など） ・侮辱を込めて、子どものように扱う ・排泄交換や片付けをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する ・家族や親族、友人等との団らんから排除する など
v.性的虐待	本人との合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要	・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触、セックスを強要する ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のまま放置する

		・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする ・性器を写真に撮る、スケッチをする ・わいせつな映像や写真を見せる ・自慰行為を見せる など
ii .経済的虐待	本人の同意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること	・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・本人の自宅等を本人に無断で売却する ・年金や預貯金を無断で使用する ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない など

(参考資料：市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応手引き)

(4) 具体的な虐待事例

① 身体的虐待が起きるケース

例えば、認知症の症状が重い高齢者を何年も介護する生活が続き、誰にも介護を頼れない状況に追い込まれてしまったとき、徘徊を防止したいという思いからベッドに高齢者を拘束してしまえば、それは「身体的虐待」となります。

② 介護・世話の放棄や放任（ネグレクト）が起きるケース

「介護・世話の放棄や放任」についても、意図的であってもそうでなくとも虐待をしている可能性があることを忘れてはいけません。

例えば、おねしょがひどいからと言って水分をあまり飲ませないでいる生活が続き、高齢者がひどい脱水症状に陥ってしまうこともあり得ます。この場合は「おねしょがひどい→水を飲ませない」という対策ではなくほかの方法を考えなければいけません。

③ 心理的虐待が起きるケース

例えば、家族間における介護で、介護をする方にストレスがたまっていたりすると、つい高齢者を怒鳴ってしまうこともあり得ます。歳をとれば、同じことを繰り返し話したり、必要以上に心配性になって心配事ばかりを口にしたりするのは当たり前のことです。しかし、それを毎日のように話される家族にとっては、精神的なストレスがたまる要因となります。

このような状況を想像すると、高齢者が話をしている際に「うるさい」と怒鳴ることや無視してしまうことは、珍しくないのではないのでしょうか？しかし実は、このような状況は、「心理的虐待」に当てはまります。

さらに、高齢者本人の目の前で、近所の人に「うちのおばあちゃんはおねしょがひどくて・・・」と話し、精神的苦痛を与えることも同様です。

④ 性的虐待が起きるケース

高齢者に「性的虐待」はありえない・・・と考える方もいるかもしれませんが。しかし、排泄を失敗した際に、罰として下半身を裸にして放置することなども「性的虐待」

になります。

⑤ 経済的虐待が起きるケース

例えば、高齢者の預貯金を子どもが預かるというケースがあります。時が経つにつれ、そのお金がまるで自分のもののように感じるようになり、生活苦やストレスを発散したいという思いから、ちょっとだけ使ってしまうという気にもなってしまうかもしれません。

しかし、高齢者自身がそれを了承しておらず、また、高齢者自身に金銭の使用を制限すれば、これは「経済的虐待」に該当します。

※セルフネグレクト（自己放任）

介護・医療サービスの利用を拒否する等により、社会から孤立し生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフネグレクト」状態にある高齢者は、高齢者虐待防止法の対象外となっています。しかしながら、セルフネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有すると思われる者も多く、それまでの生活歴や疾病・障害の理由から、「支援してほしい」「困っていない」等、関係機関の関与を拒否することもあるので、支援には困難を伴いますが、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、孤立死に至るリスクも抱えています。

必要に応じて高齢者虐待に準じた対応を行えるよう、高齢者の見守り支援や地域ケア会議等も有効活用しつつ、セルフネグレクト状態にある高齢者に対応できる連携体制を構築することが重要です。

《具体的例》

- ・家の前や室内にゴミが散乱した中で住んでいる
- ・極端に汚れている衣類を着用したり、失禁があっても放置している
- ・窓や壁などに穴が開いていたり、構造が傾いていたりする家にそのまま住み続けている
- ・認知症であるにも関わらず介護サービスを拒否している
- ・重度のケガを負っているにも関わらず治療を拒否している

（参考資料：セルフネグレクト状態にある高齢者に関する調査—幸福度の視点から報告書）

3 高齢者虐待はなぜ起こるのか（要因と背景）

高齢者虐待は、様々な要因が複雑に絡み合っており起こります。

- ◆虐待者・高齢者の性格、これまでの人間関係
- ◆家族・親族との関係（周囲との希薄な関係や無理解による介護者の孤立）
- ◆介護負担（介護疲れ、看病疲れによる介護者の肉体的精神的ストレスの拡大。高齢者の認知症による言動が引き起こす混乱など）
- ◆経済的困窮（介護離職による収入減や介護費用の負担による経済的圧迫からくる介護放棄、経済的虐待）

虐待に対応するには、高齢者の保護だけでなく、養護者の支援も行う必要があります。

また、認知症による高齢者の言動の混乱は、介護者の負担やストレスとなり、高齢者虐待の要因にもなっています。認知症の正しい理解、早期発見と適切な支援、介護負担の軽減により、虐待を未然に防ぐことが大切です。

【虐待者側の要因】

要 因	件 数	割 合
介護疲れ・介護ストレス	8,615	52.4%
精神状態が安定していない	7,993	48.7%
被虐待者との虐待発生までの人間関係	7,776	47.3%
理解力の不足や低下	7,612	46.3%
知識や情報の不足	7,183	43.7%

※複数回答、上位5位

【被虐待者の状況】

要 因	件 数	割 合
認知症の症状	9,038	55.0%
身体的自立度の低さ	7,045	42.9%
障害・疾病	5,958	36.3%
精神障害（疑いを含む）、高次脳機能障害、知的障害等	5,168	31.5%
排泄介助の困難さ	4,750	28.9%

※複数回答、上位5位

【家庭の要因】

要 因	件 数	割 合
（虐待者以外の）他家族との関係の悪さ、家族関係の問題	5,275	32.1%
経済的困窮・債務（経済的問題）	5,219	31.8%
（虐待者以外の）配偶者や家族・親族の無関心、無理解等	3,557	21.7%
家庭内の経済的利害関係（財産・相続）	2,698	16.4%
その他	533	3.2%

※複数回答、上位5位

（出典元：令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果 厚生労働省老健局より抜粋）

4 高齢者虐待発見チェックリスト

虐待が疑われる場合の「サイン」として、以下のものがあります。複数の項目にあてはまると、疑いの可能性はより濃くなってきます。これらはあくまでも例示ですので、他にも様々な「サイン」があることを認識してください。

《身体的虐待のサイン》

チェック欄	サイン例
☐	身体に小さなキズが頻繁にみられる。
☐	太腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれがみられる。
☐	回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある。
☐	頭、顔、頭皮等にキズがある。
☐	臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
☐	急におびえたり、恐ろしがったりする。
☐	「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
☐	キズやあざの説明のつじつまが合わない。
☐	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
☐	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。

《心理的虐待のサイン》

☐	かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。
☐	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
☐	身体を萎縮させる。
☐	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
☐	食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）がみられる。
☐	自傷行為がみられる。
☐	無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。
☐	体重が不自然に増えたり、減ったりする。

《性的虐待のサイン》

☐	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
☐	肛門や性器からの出血やキズがみられる。
☐	生殖器の痛み、かゆみを訴える。
☐	急に怯えたり、恐ろしがったりする。
☐	ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
☐	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
☐	睡眠障害がある。
☐	通常の生活行動に不自然な変化がみられる。

《経済的虐待のサイン》

☐	年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える。
☐	自由に使えるお金がないと訴える。
☐	経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない。
☐	お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
☐	資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。

☐	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。
--------------------------	--------------------------------

《ネグレクト（介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢）のサイン（セルフネグレクトも含む）》

☐	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。
☐	部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
☐	寝具や衣類が汚れたままの場合が多くなる。
☐	汚れたままの下着を身につけるようになる。
☐	かなりのじょくそう（褥創）ができてきている。
☐	身体からかなりの異臭がするようになってきている。
☐	適度な食事を準備されていない。
☐	不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
☐	栄養失調の状態にある。
☐	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。

《セルフネグレクト（自己放任）のサイン》

☐	昼間でも雨戸が閉まっている。
☐	電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している
☐	配食サービス等の食事がとられていない。
☐	薬や届けた物が放置されている。
☐	ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる。
☐	何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、あきらめの態度がみられる。
☐	室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭がしたり、虫が湧いている状態である。

《養護者の態度にみられるサイン》

☐	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
☐	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
☐	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
☐	高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
☐	高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
☐	経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。
☐	保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる。

《地域からのサイン》

☐	自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる。
☐	庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している。
☐	郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない。
☐	気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。
☐	家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている。
☐	近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。
☐	高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる。

＊R2.5.25富士市役所高齢者支援課作成（岡崎市高齢者虐待発見チェックリスト、富士市高齢者虐待発見シート参考）

第2章 高齢者虐待の対応機関の役割とネットワーク

1 市の役割と責務

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について、市町村が第一義的に責任をもつ役割を担うことが規定されています。

高齢者虐待防止法に規定する市町村の責務

■養護者による高齢者虐待について

- ① 高齢者や養護者に対する相談、指導、助言（第6条）
- ② 通報を受けた場合、速やかな高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認、高齢者虐待対応協力者と対応について協議（第9条第1項）
- ③ 老人福祉法に規定する措置及びそのための居室確保、成年後見制度利用開始に関する審判の請求（第9条第2項、第10条）
- ④ 立ち入り調査の実施（第11条）
- ⑤ 立ち入り調査の際の警察署長に対する援助要請（第12条）
- ⑥ 老人福祉法に規定する措置が取られた高齢者に対する養護者の面会の制限
(第13条)
- ⑦ 養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置
(第14条)
- ⑧ 専門的に従事する職員の確保（第15条）
- ⑨ 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（第16条）
- ⑩ 対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称の周知（第18条）

■養介護施設従事者等による高齢者虐待について

- ① 通報又は届出があった場合、都道府県への報告（第22条）
- ② 通報又は届出を受けた場合の守秘義務（第23条）
- ③ 養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保し、高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るための、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限行使（第24条）

■財産上の不当取引による被害防止（第27条）

- ① 養護者、親族又は養介護施設従事者等以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談受付、関係部局・機関の紹介。
- ② 財産上の不当取引の被害を受け、又は受ける恐れのある高齢者に係る審判の請求。

その他、市町村では、介護保険法に規定される地域支援事業の包括的支援事業として高齢者虐待の防止対応が義務付けられており、高齢者虐待防止法の規定に基づき運用していくことが必要となります（介護保険法第115条の45）。

また、本市では、養護者による高齢者虐待への対応として、事実確認後、第1次判断として、まず、地域包括支援センターにセンター内会議において虐待有無の判断をしていただき、

その判断を元に、市による虐待認定会議を開催し、市が虐待認定をする形を取っています。

（１）高齢者虐待防止のための普及・啓発

普及・啓発の取り組みとして市民向け講演会や事業所向け研修会を開催します。また、地域包括支援センターごとに開催する圏域研修のテーマとして取り上げて行きます。

その他、高齢者虐待防止に関するパンフレットを作成し、市役所の他、地域包括支援センター、高齢者地域支援窓口、居宅介護支援事業所、まちづくりセンター等に配架します。

（２）関係者間のネットワークづくり

高齢者虐待のケースに適切に対応するためには、関係者間相互の連携が重要です。地域の実情に応じて社会的資源を生かしたネットワークの構築を進めます。

① 拠点となる機関の明確化

高齢者虐待対応に関するケース会議を開き、各機関（メンバー）が役割に応じて対応していくことが必要です。

② 機動性のある小グループの構成

高齢者虐待への対応は、迅速性が求められるため、関係者による機動性のある小さなグループが、状況次第で柔軟に対応できる体制を整えることが大切です。

③ 「富士市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク協議会」の設置

本市では、令和３年度まで、「高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営委員会」を設置し、虐待防止に関するネットワークが的確に運用されるよう、関係機関等を集め、連携体制の確保・評価や虐待防止策の検討、地域住民への広報活動などに関し、意見交換等を行ってきました。

しかし、被虐待者が認知症であったり、知的障害等により自分では新たなサービスや入所に関する契約行為等ができない場合には、成年後見制度の利用を検討する必要も出てきます。本市では、成年後見制度を安心して利用していただくとともに、利用者が利用して良かったとメリットを感じていただけるよう、令和４年度から富士市成年後見制度利用促進計画（以下「利用促進計画」といいます。）をスタート致しました。この利用促進計画では、富士市成年後見支援センター（平成２６年７月設置）に新たな機能を加えることで、市と連携した「中核機関」の運営を開始するとともに、その中核機関の活動状況の報告をはじめとして、支援を必要とする人への対応について情報を共有し、市内の連携体制づくりを進めていくための「ネットワーク協議会」の設置を行うこととなりました。

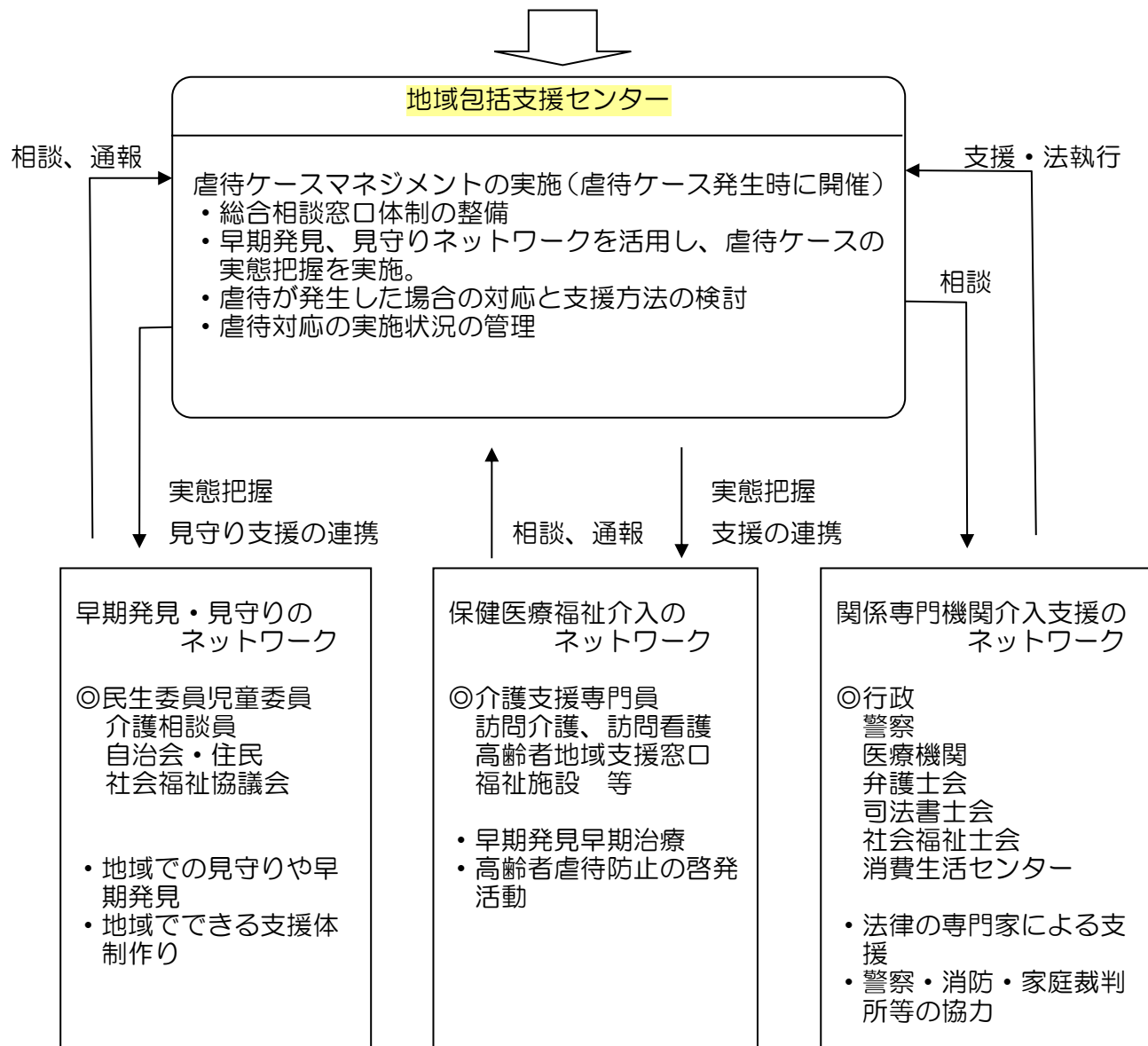
このように、高齢者・障害者の虐待対応には、成年後見制度の利用への支援も必要となることから、「高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営委員会」と成年後見制度利用促進のための「ネットワーク協議会」を併せ、令和４年度から「富士市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク協議会」に名称を変更し、更なるネットワークの強化に努めて行きます。

(3) 富士市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク協議会の構成 (虐待防止に関する分野)

富士市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク協議会（虐待に関する分野）

富士警察署、富士健康福祉センター（保健所）、静岡県弁護士会、静岡県司法書士会、静岡県社会福祉士会、富士市地区人権擁護委員協議会、富士市医師会、富士市介護保険事業者連絡協議会、富士市介護支援専門員連絡協議会、富士市民生委員児童委員協議会、富士市地区福祉推進会、富士市社会福祉協議会、富士市障害者自立支援協議会、市

- ・全体の運営状況の管理
(各ネットワークの運営状況及び虐待ケースへの支援状況)
- ・さらなる虐待防止対策の検討など、事業全体の評価・見直し
(虐待への対応方法、結果等の評価により再発防止策を検討)
- ・成年後見制度の必要性等の見極め



(4)「富士市高齢者・障害者虐待防止庁内連絡会」の設置

高齢者・障害者虐待に迅速に対応できるよう、行政機関内での連携を図ります。

＜メンバー＞高齢者支援課、生活支援課、障害福祉課、地域保健課、市民安全課、福祉総務課、富士市立中央病院（地域医療連携センター）、こども療育センター、福祉キャンパス

(5) 市担当課の役割

① 高齢者支援課

直営の高齢者地域包括支援センターを配置し、高齢者虐待防止に関する施策を検討するとともに委託している地域包括支援センター支援として実際の虐待に対応します。その他、介護サービスや在宅福祉サービスなどの施策に取り組み、虐待を予防します。また、養護老人ホームへの措置・やむを得ない事由による措置（緊急保護措置）〔虐待のために介護サービスを契約して提供を受けることが著しく困難な高齢者のための措置〕のほか、緊急一時保護（緊急ショートステイ）を行います。

② 福祉総務課

介護サービス事業者に対して、利用者の安心・安全の確保をするため

- (1) 非常災害対策の徹底
 - (2) 虐待防止、身体拘束廃止等に係る運営上の指導
 - (3) 事故防止対策、苦情対応
- について重点的指導を行います。

③ 生活支援課

生活上の困難から虐待が発生することもあります。高齢者及び障害者（以下「被虐待者」といいます。）が養護者との分離により生活が困難になった時、生活保護に関する相談等のあります。

また、被虐待者によっては、施設入所でなく、自立した生活を希望する場合があります。自立した生活ができると判断された場合には、DV防止法を適用し、DVの防止、早期の発見や対応、並びにDVを受けた被害者の支援を行います。

④ 障害福祉課

障害者虐待防止法に則り、障害者の虐待防止、対応を行います。また、虐待を受けている高齢者、虐待をしている養護者の中には精神疾患等の障害を抱えている場合もあるため、障害者手帳の有無や、障害福祉サービスの利用状況等を確認していきます。その他、障害者総合支援法に関する相談のほか、障害者の方の日常の生活相談も行います。

⑤ 富士市立中央病院

診療を通して、不審なけがやアザを発見したり、家族や介護者等との関係の変化や問題に気づくことができます。問題を発見した際には、高齢者支援課や障害福祉課に連絡し、連携した対応を行います。

⑥ 地域保健課 / 保健師など
健康相談や、母子・成人などの家庭訪問を行う際に、高齢者・介護者などの家族関係や健康状況について把握することがあります。専門職としての観点から、虐待にあたるケースを発見した際には、関係機関と連携した対応を行います。
⑦ 市民安全課
高齢者や障害者を狙った消費者トラブルが後を絶たず、その金額も高額になっています。特にひとり暮らしなどで相談する相手がいらない場合や、被害に気付いていない場合は、被害が深刻化する可能性があります。地域の諸機関と連携し、高齢者や障害者の相談やその対応を行います。
⑧ 養護老人ホーム
老人福祉法の措置による入所の受け入れや、虐待を受けた高齢者の緊急一時保護（緊急ショートステイ）の受け入れを行います。

2 各機関の役割と責務

（１）地域包括支援センターの役割と責務

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、事務の全部または一部を委託することができると規定されています（第 17 条）。

本市ではこの事務を各地域包括支援センターに委託しており、高齢者虐待の相談窓口の中心的存在として、虐待事実の確認や、高齢者と養護者の実態把握を行い、必要に応じて関係機関を集めて高齢者虐待対応ケース会議を開催します。また地域包括支援センターが設置されている圏域ごと、介護支援専門員やサービス提供機関、民生委員などに研修を開催し、虐待防止の啓発を行います。

（本市が各地域包括支援センターに委託している、高齢者虐待対応における主な業務）

- ①通報・相談または届出の受理
- ②指導及び助言
- ③高齢者の安全確認、通報・相談または届出に係る事実確認
- ④養護者による高齢者虐待の有無判断（一時判断）→認定は市が行う
- ⑤コアメンバー会議開催要請
- ⑥養護者による高齢者虐待に対する高齢者への支援
- ⑦養護者による高齢者虐待に対する養護者への支援

その他、介護保険法において、各市町村に設置されている地域包括支援センターにおける業務が定められています（介護保険法第 115 条の 4 第 1 項第 4 号：地域支援事業の内の包括的支援事業③権利擁護業務。）この観点からも、本市における地域包括支援センターは、高齢者虐待対応の実務を担う中核的機関に位置付けられています。

また、地域包括支援センターの“出先機関”的な高齢者地域支援窓口（ブランチ）が、

地域包括支援センターの総合相談支援業務の一部を地域で展開しています。そして、地域の高齢者の継続的な見守り支援を行い、虐待相談窓口の一端を担っています。

●地域包括支援センター

名 称	担 当 地 区	所 在 地	電話番号
東部地域包括 支援センター	須津・浮島・元吉原	増川新町 12-1	39-1300
吉原中部地域包括 支援センター	神戸・富士見台・原田・吉永・ 吉永北	比奈 1481-2	39-2700
北部地域包括 支援センター	大淵・青葉台・広見	一色 218-10	23-0303
鷹岡地域包括 支援センター	鷹岡・天間・丘	久沢 475-1	30-7062
吉原西部地域包括 支援センター	今泉・伝法・吉原	国久保 1-11-36	30-8324
富士北部地域包括 支援センター	富士駅北・富士北・岩松北・岩 松	本市場新田 24-5	66-0115
富士南部地域包括 支援センター	富士駅南・富士南・田子浦	横割本町 2-17	65-8839
富士川地域包括 支援センター	富士川・松野	岩淵 137-1	81-4820
高齢者地域包括 支援センター (市直営)	基幹型地域包括支援センター のため担当地区を持たない	永田町 1-100	55-2951

●高齢者地域支援窓口

名 称	担 当 地 区	所 在 地	電話番号
在宅介護支援センター岩本園	岩松・岩松北	岩本133-1	61-2211
鑑石園高齢者地域支援窓口	原田	原田1350-16	52-0085
ヒューマンライフ 富士 在宅介護支援センター	大淵	大淵3901-1	36-2666
在宅介護支援センターかじま	富士駅南	水戸島本町7-8	65-1165
在宅介護支援センターききょう	富士南	五貫島175	65-2000
特別養護老人ホームヴィラージュ 富士高齢者地域支援窓口	丘	厚原359-8	73-1188
デイサービスセンター アルクそてつ高齢者地域支援窓口	田子浦	鮫島348-4	66-1153
在宅介護支援センターはまかぜ	元吉原	大野新田744-12	31-1030
わだの里高齢者地域支援窓口	今泉	今泉1-11-7	53-9916
在宅介護支援センター シャローム富士川	松野	北松野1071	67-3501
富士市社会福祉協議会 高齢者地域支援窓口	富士駅北	本市場432-1	66-3260
在宅介護支援センター風の杜	富士見台	原田2030-1	50-9913
てんま在宅介護支援センター	天間	天間 1602	080-9055-3124

※高齢者地域支援窓口に載っていない地区は直接地域包括支援センターへご相談ください。

～地域包括支援センター及び高齢者地域支援窓口についてのお問合せは～
 富士市高齢者支援課 所在地 富士市永田町1-100（富士市役所4階北側）
 高齢者政策担当 電話 0545-55-2916
 地域支援担当（直営地域包括支援センター）
 電話 0545-55-2951

（2）サービス提供機関・専門職等の役割

養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません（法第5条）。

① 居宅介護支援事業所 / ケアマネジャー

介護者・被介護者双方の状態を把握しているため、日頃から良い聞き役になることができます。サービス提供事業者からの相談で虐待を把握することもあります。虐待を発見した場合は、地域包括支援センターに連絡するとともに、地域包括支援センターと連携し、必要に応じてケアプランを変更したり、介護サービスの見直しを行います。

② 訪問介護事業所 / ホームヘルパー

訪問介護サービスを提供しながら状況を観察し、声かけなどの精神的支援をしたり、高齢者や家庭の変化などをケアマネジャーに報告します。

③ 訪問看護ステーション / 訪問看護師など

訪問看護サービスを提供しながら高齢者や介護者の精神的なケアをする中、体調の変化や家庭状況を医師やケアマネジャーに報告します。

④ 通所介護・短期入所生活介護・介護事業所等 / 介護職員など

入浴・排泄・食事等のサービスや機能訓練などを実施する際に、身体状態や栄養状態などの一般状態の観察ができます。また、高齢者や家族の抱える不安や不満についての情報を得られます。

その他、サービス提供時における情報をケアマネジャーに報告するなど、高齢者や家族との間で信頼関係を築き、精神的な支援を行うことで虐待の予防につなげます。

⑤ 医療機関 / 医師・看護師など

診療を通して高齢者の不審なげやアザを把握できます。特にかかりつけ医であれば、家族や介護者との関係・家庭の様子について、変化や問題に気づくことができます。

⑥ 健康福祉センター（保健所）

被虐待者や養護者が特定疾患や精神保健福祉に関わるケースの場合、相談、訪問指導を行います。

※令和 6 年度より介護報酬改定で全ての介護保険施設を対象に、高齢者虐待防止の推進が義務化されました。

- ・利用者の人権の擁護
- ・虐待発生・再発を防止するための委員会の開催
- ・指針の整備
- ・研修の実施
- ・担当者を定めること

3 地域の役割

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければなりません（法第7条の1）。

また、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければなりません（法第7条の2）。

① 地域住民

普段のつきあいの中で、ほんの少しの異変に目を留め、地域の相談役である民生委員児童委員や地域包括支援センターなどの虐待相談窓口に情報を提供することで、早期に発見・解決できるケースがあります。

高齢者虐待は、著しい人権侵害であり、高齢者の尊厳を脅かすものですが、だれにでも起こりうるということを地域の住民に理解してもらうとともに、情報提供等についての協力を求めることが重要です。

② 民生委員児童委員

在宅高齢者の実態調査などにより、日頃から要支援者世帯の様子などの把握に努めています。

地域包括支援センターなどの相談機関に的確につなげることに心がけ、地域のネットワークの一員として、行政機関等に意見を伝えるなどの活動をしています。また、ケースによっては介護が必要な高齢者の家族が地域から孤立しないように見守りをしています。

③ 社会福祉協議会

「心配ごと相談」をはじめ、地区福祉推進会の活動を支援し、要支援者を地域で見守るネットワークづくりを推進しています。また、在宅の高齢者で、認知症などにより判断能力に不安のある方のために、福祉サービスの利用手続き・日常生活費の支出・各種支払いの支援をする「日常生活自立支援事業」を行うとともに、市からの委託を受け、成年後見支援センターを運営しています。

4 虐待対応と個人情報の取り扱い

（１）改正個人情報保護法、高齢者虐待防止法で示された利用の制限等

通報等によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーにかかわる極めて繊細な性質のものです。

個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律「令和5年4月1日施行」（以下「改正個人情報保護法」という。）では、個人情報取扱事業者（個人情報等を事業の用に供している者）に対して、本人の同意を得ずに特定の利用目的外に個人情報を取り扱ってはならないこと（第18条 利用目的による制限）、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならないこと（第27条 第三者提供の制限）を義務付けています。

厚生労働省では、上記に該当する個人情報取扱事業者ではない介護事業者などについても、個人情報については慎重に取り扱うべきであると、ガイドラインに示しています（厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」）。

また、高齢者虐待防止法でも、市町村職員や高齢者虐待防止法上の事務委託を受けた機関の役員、職員に対して守秘義務を課しています（第 8 条及び第 17 条）。

高齢者虐待対応のプロセスでは、関係機関・関係者が、虐待を受けている（おそれのある）高齢者や、虐待行為を行っている（疑いのある）養護者に関する情報に接触する機会が多いことから、市は、関係機関、関係者に対して、個人情報を保護するための対応を求めて行く必要があります。

（２）改正個人情報保護法の例外規定

（１）の改正個人情報保護法の利用目的による制限、第三者提供の制限は、次に示すような場合には、例外が認められています。

- | |
|---|
| ① 虐待に関する事実確認は、高齢者虐待防止法第 9 条第 1 項に基づくものであることから、改正個人情報保護法第 18 条第 3 項第 1 号及び第 27 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当します。 |
| ② 事実確認の目的は高齢者の生命・身体・財産に対する危険から救済することにあるので、同第 2 号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき。」に該当します。 |
| ③ 市またはその委託を受けた地域包括支援センターが高齢者虐待防止法の定める事務を遂行することに対して協力する必要があることから、同第 4 号に該当します。 |

以上の理由から、介護事業者などが、高齢者虐待対応において、高齢者本人の同意を得ないで、目的外に個人情報を取り扱うことや、第三者（市など）に情報提供することは認められることになります。

【参考】改正個人情報保護法第 18 条第 3 項及び第 27 条第 1 項の例外規定

- | |
|--|
| 一 法令に基づく場合 |
| 二 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 |
| 三 略 |
| 四 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 |

第3章 養護者による高齢者虐待対応

1 高齢者虐待等の防止に向けた基本的視点

(1) 発生予防から虐待を受けた高齢者の生活の安定までの継続的な支援

高齢者虐待防止対策の目標は、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することです。高齢者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、高齢者の権利擁護を理念とする切れ目ない支援体制が必要です。

(2) 高齢者自身の意思の尊重

高齢者自身の意思を尊重した対応（高齢者が安心して自由な意思表示ができるような支援）を行うことが重要です。

(3) 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

高齢者虐待の問題では、虐待を未然に防止することが最も重要な課題です。そのためには、家庭内における権利意識の啓発、認知症等に対する正しい理解や介護知識の周知などのほか、介護保険制度等の利用促進などによる養護者の負担軽減策などが有効です。

また、近隣とのつきあいがなく孤立している高齢者のいる世帯などに対し、関係者による働きかけを通じてリスク要因を低減させるなど、高齢者虐待を未然に防ぐための積極的な取組が重要となります。

法に基づく対応状況等調査結果では、養介護施設従事者等における高齢者虐待の主な発生要因が「教育・知識・介護技術等に関する問題」となっており、高齢者虐待防止や認知症ケアに対する理解を高める研修の実施を促すなど、管理者と職員が一体となった取組を推進していくことが重要です。

(4) 虐待の早期発見・早期対応

高齢者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し高齢者や養護者・家族に対する支援を開始することが重要です。民生委員や自治会・町内会等の地域組織との協力連携、地域住民へ的高齢者虐待に関する啓発普及、保健医療福祉関係機関等との連携体制の構築などによって、仮に虐待が起きても早期に発見し対応できる仕組みを整えることが必要です。

法に基づく対応状況等調査結果からも、養護者による虐待の通報者として最も多いのが介護支援専門員（ケアマネジャー）であること、また、介護保険サービスを利用している場合は虐待の深刻度が低い傾向があることから、適切な介護保険サービスの利用を促し、介護保険事業者等と連携していくことも重要です。

また、自宅や介護施設等から怒鳴り声や泣き声が聞こえる、服が汚れている、お風呂に入っている様子がないなどの情報、施設に設置された相談窓口に寄せられた情報等を活用した取組が、早期発見等につながります。

(5) 高齢者本人とともに養護者を支援する

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止を目的に、養護者に対して、相談、指導及び助言を行うとともに、養護者の負担軽減のため、養護者に対して必要な措置を講ずるとされて

います（第6条、第14条）。虐待の解消と高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けて、養護者への支援を適切に行うことが求められます。

ア. 高齢者と養護者の利害対立への配慮

虐待対応においては、同じ職員が高齢者、養護者への支援を行った場合、それぞれの利害が対立して、根本的な問題の解決ができなくなる可能性があります。このため、高齢者への支援と養護者への支援は、それぞれ別の部署や機関の職員が分担して行う等、チームとして対応する必要があります。

イ. 虐待の発生要因と関連する課題への支援

家庭内における高齢者虐待は、様々な要因によって引き起こされます。養護者が障害や疾患、介護負担や生活上の課題を抱えており、それが虐待の要因になっているにもかかわらず必要な支援に結びついていないような場合には、虐待を解消させるために養護者支援に取り組むこととなります。

ウ. 養護者支援機関へのつなぎ

養護者が虐待発生の要因と直接関係しない疾患や障害、生活上の課題を抱えている場合や、虐待が解消した後に養護者が引き続きこれらの課題を抱えている場合は、適切な機関につなぎ、支援が開始されるよう働きかけを行うことが重要です。

養護者支援は虐待の未然防止・虐待の解消へつながる対応です。在宅で養護者による虐待が起きる場合には、虐待している養護者を加害者として捉えてしまいがちですが、介護疲れや養護者自身が何らかの支援（経済的な問題、障害・疾病など）を必要としている場合も少なくありません。また、他の家族等の状況や経済状況、医療的課題、近隣との関係など様々な問題が虐待の背景にあることを理解しておく必要があります。

高齢者虐待の問題を高齢者や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家庭全体の状況からその家庭が抱えている問題を理解し、高齢者や養護者・家族に対する支援を行うことが必要です。

(6) 関係機関の連携・協力によるチーム対応

高齢者虐待の発生には、家庭内での長年の経緯を基にした人間関係や介護疲れ、金銭的要因など様々な要因が影響しており、支援にあたっては高齢者や養護者の生活を支援するための様々な制度や知識が必要となります。そのため、発生予防から通報等による事実確認、高齢者の生活の安定に向けた支援にいたる各段階において、複数の関係者（介護保険、高齢者福祉、障害、医療、生活保護の担当部局等）が連携を取りながら高齢者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして虐待事例に対応することが必要です。

2 具体的対応

(1) 高齢者虐待対応における留意点

その1 虐待に対する「自覚」は問わない

高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が

侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応すべきです。

その2 高齢者の安全確保を優先する

高齢者虐待に関する通報等の中には、高齢者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想されます。

入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができないときでも高齢者の安全確保を最優先する必要があります。その場合、養護者に対しては関係者からのアプローチや仲介によって、信頼関係を構築したり、支援を行うなど、時間をかけた対応が必要となることもあります。

本人が分離を望んでいなくても、本人の生命・身体の保護のため必要があれば、「やむを得ない事由による措置」をとることを躊躇すべきではありません。この場合、本人に対し、現在の虐待が生じている客観的状況を丁寧に示すことで、本人に保護の必要性の理解を促します。判断能力が低下している場合においても、本人が理解できるよう促すよう心がけるべきです。

その3 常に迅速な対応を意識する

高齢者虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、通報や届出がなされた場合には迅速な対応が必要です。また、虐待は夜間や休日にも発生するものであるため、地域で夜間や休日においても相談や通報、届出や緊急の保護に対応できるようにし、関係者や住民に周知する必要があります。

その4 必ず組織的に対応する

高齢者虐待の事例に対しては、担当者一人の判断で行うことを避け組織的な対応を行うことが必要です。

相談や通報、届出を受けた職員は、早急に高齢者虐待担当の管理職やそれに準ずる者などに相談し、相談等の内容、状況から緊急性を判断するとともに、高齢者の安全や事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく必要があります。

特に、高齢者の安全や事実確認のための調査では、担当者一人への過度の負担を避け、また客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応することを原則とします。

その5 関係機関と連携して援助する

複合的な問題を抱える事例に対しては、市町村が主体となり、庁内の関係部署との連携及び問題への対応機能を有した機関との連携が不可欠です。「事実確認」「緊急時の対応」など、警察、消防、救急、病院、金融機関等との連携が必要になることがあります。

その6 適切に権限を行使する

高齢者虐待防止法では、虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をすることを規定しています（第9条）。

高齢者の安全を最優先に考え、必要がある場合には、適切に行政権限を行使することが

必要です。そのためには、組織内での実施ルールの確定、予算措置、実践事例の収集や蓄積、研修など、実施を想定した体制を構築することが望まれます。

その7 記録を残す

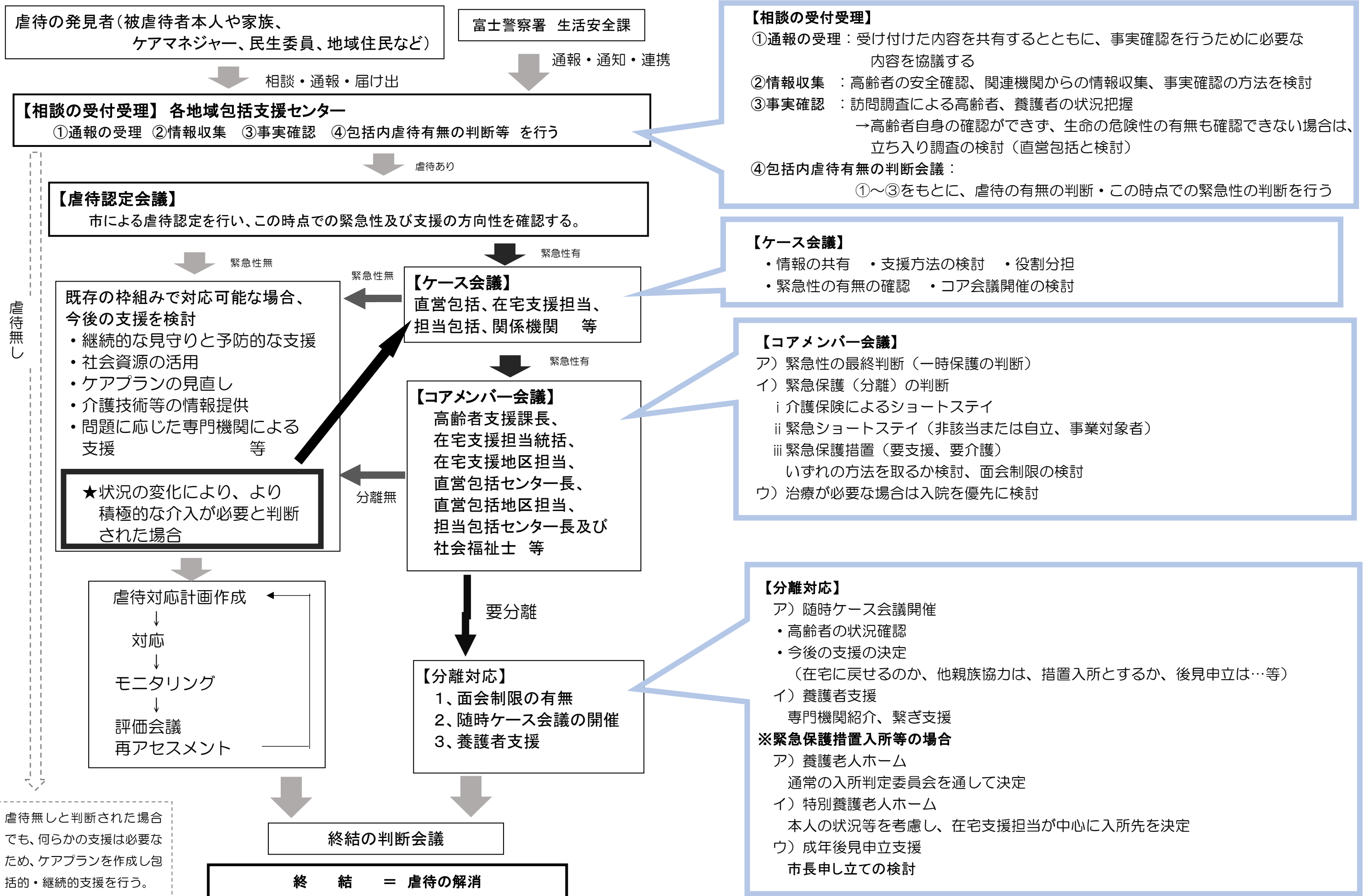
高齢者虐待の対応に関する会議や当事者とのやり取りはすべて記録に残し、適宜、組織的に対応状況を共有する必要があります。対応如何によっては、個人の生命に関わる事態に発展する可能性もあるため、対応の決定にあたっては、一職員ではなく組織としての実施を徹底させることが重要です。

記録を残し、説明責任を果たすことは、事後検証や権限行使等を伴う虐待対応において欠かすことはできません。



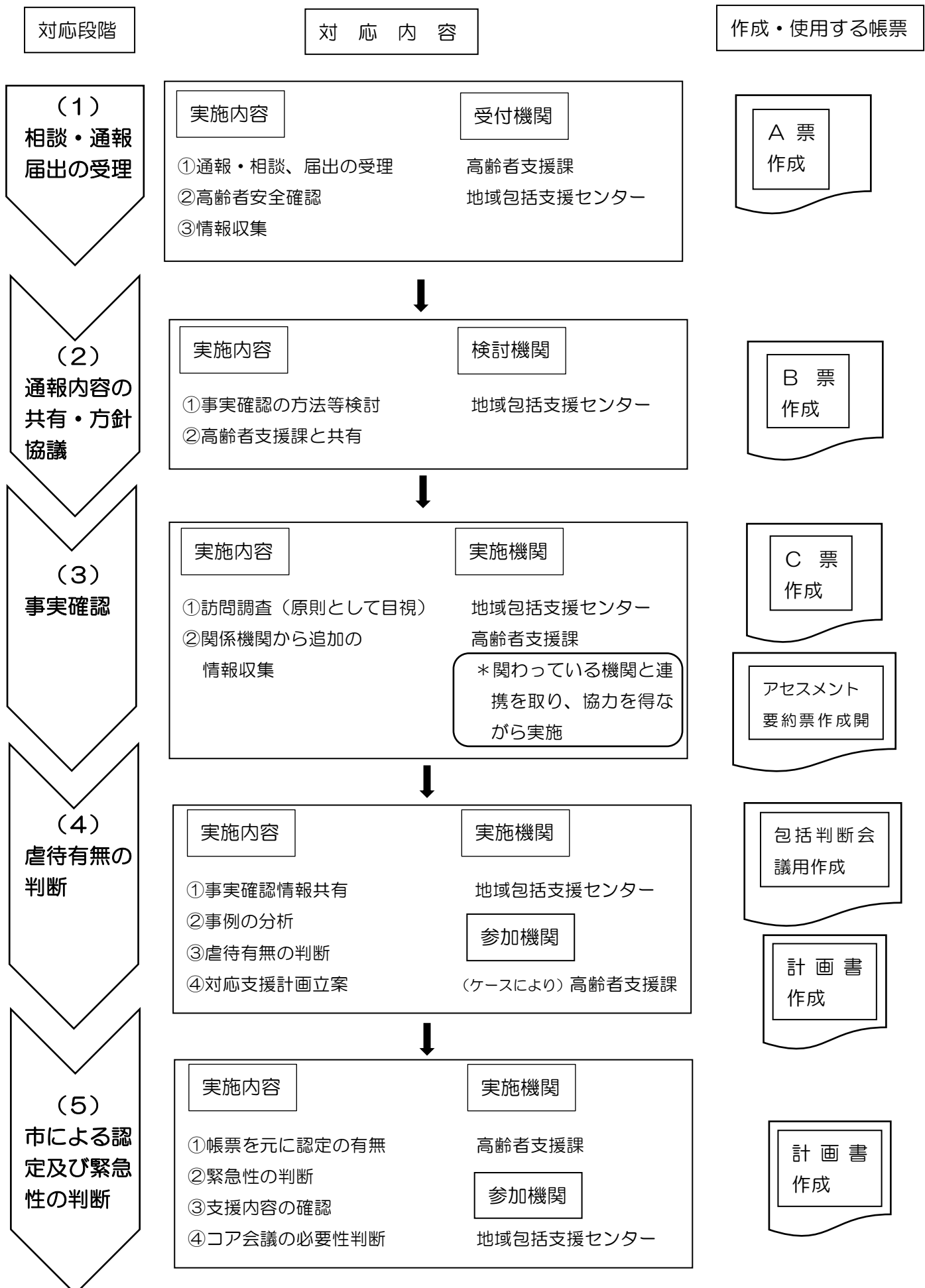
富士警察署より通報（高齢者虐待事案通報票）があった場合、担当地域包括支援センターは対応した結果を「高齢者虐待事案に係る報告書」にて富士警察署と高齢者支援課へ報告する。

(2) ① 富士市「養護者による高齢者への虐待」対応フローチャート（全体的な流れ）



② 富士市「養護者による高齢者への虐待」対応フローチャート

(初動期の動きと帳票関係)



(3) リスクアセスメントシートの活用

1. 活用目的

① 支援の緊急度、方向性の判断

虐待を受けている高齢者を「緊急保護」するか否かという支援緊急度の判断の際に、また、「保護」するか在宅での「集中的援助」とするか、あるいは、在宅での「継続的、総合的援助」とするか、という支援の方向性を判断する際に活用します。

② 情報の整理と認識の共有

ネットワークミーティングやケースカンファレンスを行う際、参加者の持つ情報を整理し、ケースに関する共通認識を形成していくために活用します。

③ 必要な情報の確認

必要な情報を収集・確認できているかどうかチェックするために活用します。

2. 留意点

① あくまでも保護・援助の必要性判断のための補助的道具であるので、これを機械的に適用することは避けます。

② リスク要因だけでなく、リスク要因を緩和するような当事者の強み、よい点、長所（ストレングス）についても探索し、記入するようにします。

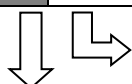
③ シートに記載された情報だけで支援プランを立てることは困難です。ケースの全体像を把握し、なぜ虐待が起きているのか、防げない要因は何かを理解した上でプランを検討する必要があります。

④ そのためには、シートに記載されていない情報、例えば、家族歴や生活史、近隣との関係などについても収集することが求められます。

(首都大学東京 副田あけみ教授作成)

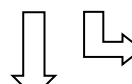


アセスメント	①すでに重大な結果を生じているか？ 頭部外傷（血腫、骨折）、腹部外傷、意識混濁、重度の褥そう、重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、栄養失調、全身衰弱、強い自殺念慮、その他（ ）
	②被虐待者自身が保護を求めている（ ）
	③被虐待者から「殺される」「〇〇が怖い」「何も食べていない」等の訴えあり（ ）
	④虐待により被虐待者の人格や精神状態に著しいゆがみを生じている（ ）
	⑤虐待者が高齢者の保護を求めている（ ）
	⑥「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えあり（ ）
	⑦刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある（ ）



①から⑦に〇が付いた場合は「緊急保護の検討」

イ ホ ー ①	⑧今後重大な結果が生じるおそれの高い状態が見られるか？ 頭部打撲、顔面打撲・腫脹、不自然な内出血、やけど、刺し傷、きわめて非衛生的、極端なおびえ、軽度の脱水、低栄養・低血糖の疑い、その他（ ）
	⑨繰り返されるおそれが高いか？ □習慣的な暴力、新旧の傷・あざ、入退院の繰り返し、その他（ ）
	□虐待者の認識：虐待の自覚なし、認めたがらない、援助者との接触回避、その他（ ）
	□虐待者の精神的不安定・判断力低下、非現実的な認識、その他（ ）
	⑩家族内で虐待の連鎖が起きている



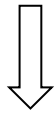
⑧から⑩に〇が付いた場合は「保護の検討」もしくは「集中的援助」

イ ホ ー ②	⑪被虐待者に虐待につながるリスク要因があるか？ □認知症程度： I II a II b III a III b IV M □問題行動： 徘徊、暴力行為、昼夜逆転、不穏、興奮、失禁、その他（ ） □寝たきり度： J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 □性格的問題(偏り)： 衝動的、攻撃的、粘着質、依存的、その他（ ） □精神疾患（ ）、依存症（ ）、その他（ ）
	⑫虐待者に虐待につながるリスク要因があるか？ □被虐待者への拒否的感情や態度（ ） □重い介護負担感（ ） □介護疲れ（ ） □認知症や介護に関する知識・技術不足（ ） □性格的問題(偏り)： 衝動的、攻撃的、未熟性、支配的、依存的、その他（ ） □障害・疾患： 知的障害、精神疾患（ ）、依存症（ ）、その他（ ） □経済的問題： 低所得、失業、借金、被虐待者への経済的依存、その他（ ）



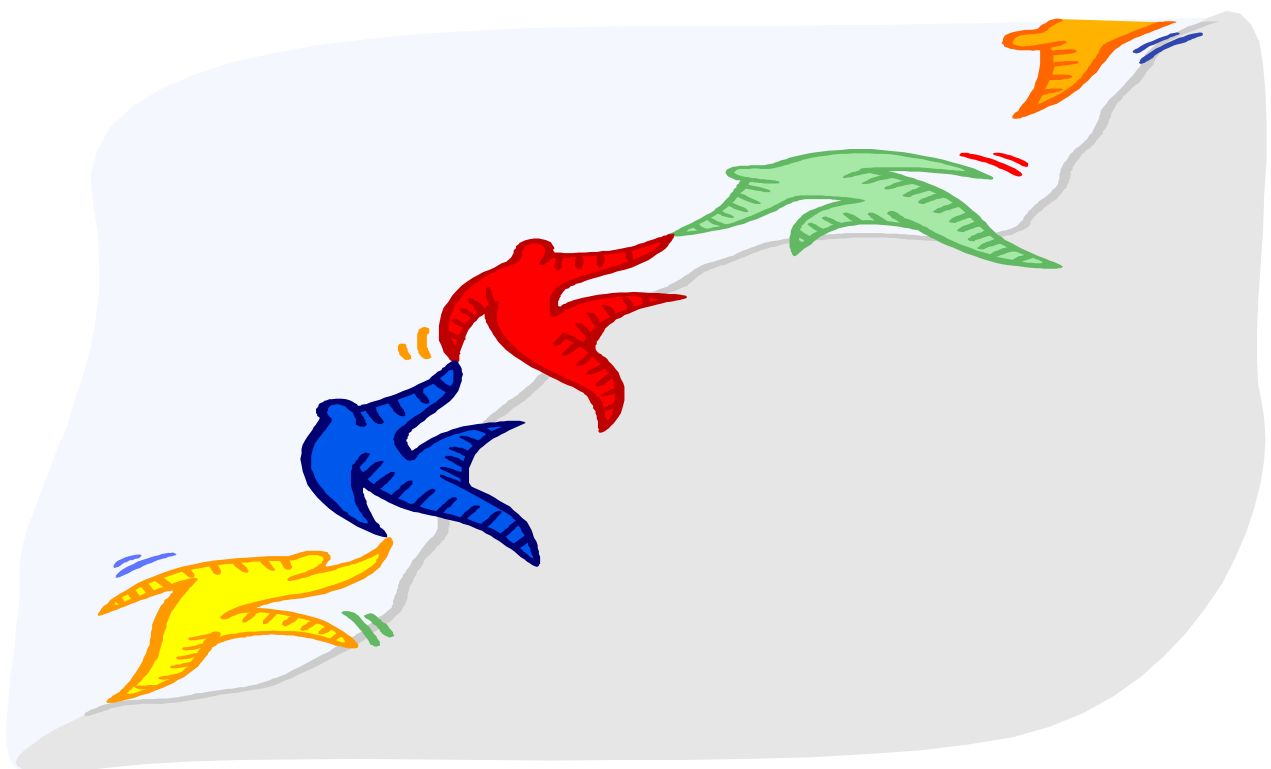
⑪から⑫に〇が付いた場合は「集中的援助」もしくは「防止のための保護検討」

イ エ ロ ー ③	⑬虐待に繋がる家庭状況があるか？
	☐ 長期にわたる虐待者・被虐待者間の不和の関係（ ）
	☐ 虐待者・被虐待者の共依存関係（ ）
	☐ その他の家族・親族の無関心（ ）
	☐ 住環境の悪さ：狭い、被虐待者の居室なし、非衛生的



⑬に○が付いた場合は「継続的、総合的援助」

事実確認を継続 / 虐待の事実なし



（４）立入調査の判断

① 立入調査の法的根拠

高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、市町村長は、担当部局の職員や、直営の地域包括支援センターの職員に、虐待を受けている高齢者の居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができるとされています（第 11 条）。立入調査は第 17 条に規定する委託事項には含まれませんので、立入調査が可能なのは、市町村又は市町村直営の地域包括支援センターに限られます。

市町村長は、立入調査の際に必要な応じて適切に、高齢者の居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めなければならないとされています（第 12 条）。

また、正当な理由がなく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処せられることとなっています（第 30 条）。

② 立入調査の制約

立入調査には、実施上の制約があることを踏まえた上で、立入調査の要否や方法、警察等関係機関への援助依頼の要否、タイミングや内容等を判断する必要があります。例えば、養護者等が立入調査を拒否し施錠してドアを開けない場合、鍵やドアを壊して立ち入ることを可能とする法律の条文がない以上、これをできるとは解されていません。

このように、立入調査の権限を発動しても無条件に居所に立ち入れるわけではなく、あらかじめ立入調査を執行するための準備（例えば管理人に合鍵を借りる、出入する時間帯をチェックする、ドアを確実に開けてもらうための手段や人物を介在させる、等）を綿密に行うことが必要です。

③ 立入調査の要否の判断

市町村や関係者からのアプローチや親族・知人・近隣住民等を介したかたちで養護者や高齢者とコンタクトがとれると判断した場合には、その方法を優先する方が効果的です。しかし、それらの方法でコンタクトする手立てがなく、かつ高齢者の安否が気遣われるようなときには、立入調査権の発動を検討する必要があります。その際、タイミングや状況、関係者の協力などを総合的に勘案して決定することが必要となります。

立入調査が必要と判断される状況

- 高齢者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
- 高齢者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- 何らかの団体や組織、あるいは個人が、高齢者の福祉に反するような状況下で高齢者を生活させたり、管理していると判断されるとき。
- 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に高齢者を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき。
- 高齢者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声などが目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものができないとき。
- 入院や医療的な措置が必要な高齢者を養護者が無理矢理連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。
- 入所施設などから無理矢理引き取られ、養護者による加害や高齢者の安全が懸念されるようなとき。
- 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる高齢者の安否が懸念されるような事態にあるとき。
- 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、高齢者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、高齢者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や高齢者の保護が困難であるとき。

(厚生労働省 市町村・都道府県 高齢者虐待への対応と養護者支援についてより)

(表)

証		票	
第	号	年	月 日 交付
所	属		
氏	名		
上記の者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第11条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。			
富士市長			印

(裏)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員とその他の高齢者福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

④ 立入調査における関係機関との連携

○警察との連携

高齢者虐待は、「成人と成人」で起こる場合がほとんどであり、市町村やケアマネジャー等を紹介しつつも、当人同士で解決に向けて進んでいくことが重要ですが、高齢者虐待防止法では、警察署長への援助要請等についての規定が設けられており、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、援助を求めなければならないとされています。（第12条）。

立入調査を行う際に、養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがあるなど市町村職員だけでは職務執行をすることが困難で、警察の援助が必要である場合には、所轄の警察署長あてに援助依頼を出し、状況の説明や立入調査に関する事前協議を行うようにします。

○その他の関係者との連携

養護者に精神的な疾患が疑われる場合は、保健所や保健センター、精神保健福祉センターと連携し、精神保健福祉相談員の同行が考えられます。事前の情報によっては入院を要する事態も想定し、精神保健指定医による診察や入院先の確保などの手配をあらかじめ行っておく必要があります。

養護者や家族と関わりのある親族等に同行や立会いを求めることも有効な場合があります。ただし、いずれの場合でも事前に周知な打ち合わせを行い、種々の事態を想定した柔軟な役割分担を決めておくことが必要となります。

⑤ 立入調査の執行手順

○立入調査の執行について、養護者等には事前に知らせないようにします。

○立入調査ではタイミングがポイントであり、個々のケースの入念な検討、関係者の協議に基づく判断が必要になります。例えば、高齢者と養護者が共に在宅しているときと、養護者が外出しているときのいずれが良いかなどについて、慎重に検討を要します。

○養護者がドアを開けないなど拒否的な場合には、親族や知人・近隣住民等の協力を得て玄関を開けたり、家主や管理人に合鍵を借りるなどの方法を検討します。

○立入調査時の対応と留意点

立入調査は、法律に基づいた行政行為であることを説明し、冷静な対応を心がけます。その上で、立入調査の目的や確認したい事項、立入調査権を発動した理由などについて誠意を持って説明します。また、高齢者に対しても訪問した理由を説明し、安心感を与えることが必要です。

○保護の判断と実行

高齢者の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者等に対する態度、脅えの有無などを観察するとともに、できれば同行の医療職による診断的チェックを受けることが望ましいと考えられます。高齢者から話を聞ける場合には、養護者から離れた場所で聴取します。

高齢者の居室内の様子に注意を払い、不衛生・乱雑であるなどの特徴的な様相があれば、高齢者本人の同意を得た上で写真等の活用を含めて記録しておきます。

高齢者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等総合的に判断して、高齢者の生命や身体に関わる危険が大きいときには、緊急入院や老人福祉法による措置を通じて、緊急に高齢者と養護者を分離しなければならないことを伝え、多少摩擦があったとしても実行に踏み切ることが必要です。

○緊急の高齢者と養護者の分離が必要で無いと判断されたとき

緊急に高齢者と養護者とを分離することの必要が認められないときは、関係者の不安が調査で解消されてよかったということを率直に伝え、養護者の心情に配慮したフォローを十分に行うことが必要です。

なお、緊急の対応が必要になったとしても、高齢者及び養護者が支援を要すると判断される場合には、継続的に関わりを持つことが必要となります。各機関におけるサービスの説明や、何かあればいつでも相談に乗ることを伝え、支援につなげやすくします。

⑥ 調査記録の作成と関係書類等の整備

○立入調査執行後は、調査記録を作成します。

○関係書類については、高齢者の外傷の状況記録や、医師の診断書、調査に同行した関係者による記録などの入手、保存に努め、調査記録と共に整備しておきます。

⑦ 立入調査に当たっての留意点

○立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯

○立入調査の執行にあたる職員

- ・予測される事態に備え、複数の職員で対応
- ・担当職員を基本に、入院等の必要性を的確に判断することのできる職員の同行

* 富士市高齢者虐待ケース 立入調査メンバー

- ・高齢者支援課在宅支援担当統括主幹または主幹
- ・高齢者支援課在宅支援地区担当職員
- ・（直営）高齢者地域包括支援センター長または主幹
- ・（直営）高齢者地域包括支援センター地区担当職員
- ・福祉総務課職員
- ・富士警察署生活安全課
- ・その他状況に応じて必要な職員

*メンバーが揃わない場合には、状況に応じて動ける職員のみで行う。ただし、必ず市高齢者地域包括支援センター及び在宅支援担当の主幹以上が判断、同行することとする。

第 号			
高齢者虐待事案に係る援助依頼書			
年 月 日			
富士警察署長 殿			
富士市長 印			
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。			
依頼事項	日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分	
	場所		
	援助方法	☐ 調査の立会い ☐ 周辺での待機 ☐ その他（ ）	
高齢者	(ふりがな) 氏 名	□男 ・ □女	
	生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）	
	住 所	☐ 上記援助依頼場所に同じ ☐ その他（ ）	
	電 話	（ ） ー 番	
	職 業 等		
養護者等	(ふりがな) 氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）	
	住 所	☐ 上記援助依頼場所に同じ ☐ その他（ ）	
	電 話	（ ） ー 番	
	職 業 等		
	高齢者との 関 係	☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 子の配偶者 ☐ 孫 ☐ その他親族（ ） ☐ その他（ ）	
虐待の状況	行為類型	☐ 身体的虐待 ☐ 養護の著しい怠り ☐ 心理的虐待 ☐ 性的虐待 ☐ 経済的虐待	
	虐待の内容		
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由			
警察の援助を必要とする理由			
担当者・連絡先	所属 ・ 役職		氏名
	電話（ ） ー 番 内線 番 携帯電話 ー ー 番		

(5) 緊急保護

1 『富士市緊急ショートステイ』 運用手順

(対象者)

市内に居住する65歳以上の高齢者で、要介護認定において非該当、あるいは認定を受けていないが自立と認められる人で、次のいずれかにあてはまり在宅生活が困難になった人です。

- ① 家族または家族以外の同居者等から虐待を受けているとき
- ② 住居がないか、あっても環境が劣悪であり、高齢者の心身を著しく害すると認められるとき

(内容)

- ① 養護老人ホーム、短期入所生活介護事業所等における短期間の宿泊を提供することで、心身の状態の回復を図ります。
- ② 利用期間は7日以内です。
※やむを得ない事情がある場合は、必要最低限の範囲で延長することができます。

(利用の要件)

- ① 次のいずれかにあてはまる場合とします。
 - イ 親族の引取りが困難なとき
 - ロ 旅館・ホテル等、宿泊施設を利用できないとき
 - ハ その他市長が特に認めたとき
- ② ①の場合でも、次にあてはまる人は利用できません。
 - イ 医師が入所を認めないとき
 - ロ 他の入所者に著しい迷惑を及ぼす恐れのあるとき

(利用の開始)

利用者は、以下により申請を行い、利用を開始します。

- ① 申請時の書式
 - イ 『緊急ショートステイ利用申請書』
利用開始前に、市長あてに提出します。
※ 本人の承諾をとるため、原則として本人の署名・捺印が必要です。
 - ロ 『緊急ショートステイ利用者調査票』
利用開始前に、FAXなどで実施施設に状況を伝えます。
 - ハ 『健康診断書』
原則として利用開始時に、実施施設に提出します。
※ 利用開始前に受診ができなかった場合は、できるだけ早く受診し、実施施設に提出します。
- ② 利用期間など
利用期間および今後の処遇については、可能な限り見通しをつけて利用開始時まで伝えることとします。
- ③ 利用中の窓口
利用中の実施施設からの連絡先は、高齢者支援課在宅支援担当とします。
- ④ 利用開始時点で、終結の条件を示します。

(利用中の支援体制)

① 健康診断書

イ 健康診断書は、主に他の入所者に感染する恐れのある疾患があるかどうかを示すためのもので、以下が記載されています。

- ・レントゲン検査、尿検査、血液検査の結果
- ・精神の状況…認知症など
- ・現在の疾病の有無と処方内容
- ・感染症の疑い、入浴の可否
- ・その他総合所見…施設入所についての留意事項など

ロ 利用開始前に受診ができなかった場合は、高齢者支援課在宅支援担当職員、または地域包括支援センター職員が受診に付き添い、健康診断書を実施施設に提出します。

② 虐待ケースの場合の対応（虐待者が施設を訪ねてきた場合）

イ 利用者についての情報は、個人情報なので教えることができない旨を伝えてください。

※ 個人情報の保護に関する法律（改正個人情報保護法）

- ・第18条第1項 … 利用目的による制限
- ・第27条 … 第三者への提供の制限

※ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）

- ・第17条第2項 … 市町村より委託を受けた者の責務

ロ 虐待者が勝手に施設内に立ち入った場合、退去の要求に応じない場合、また暴れた場合などは、速やかに警察に連絡のうえ、高齢者支援課在宅支援担当または直営地域包括支援センターに報告してください。

※ 刑法

- ・第130条 … 住居侵入罪、不退去罪
- ・第234条 … 威力業務妨害罪

③ 受け入れ後の方向性

イ 今後の処遇については、入所開始前までに可能な限り見通しをつけることとします。

ロ 入所開始時に今後の処遇が定まっていない場合や、状況が変わり支援の方法を変える必要がある場合などは、適宜ケース会議を開催するなど、高齢者支援課在宅支援担当職員、または地域包括支援センター職員が必要に応じた対応を考え、場合により実施施設に協力を要請します。

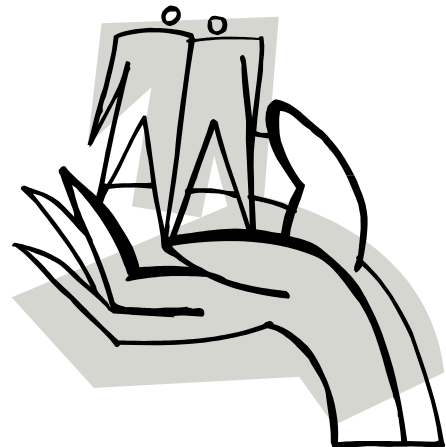
(費用の徴収)

利用者は、利用にあたって生じた以下の費用について、施設所定の金額を直接施設に支払います。

イ 食費

ロ 滞在費（居住費）

ハ その他生活費等、利用者に負担させることが適当な費用



(利用の流れと役割分担)

手続	内容	在宅支援担当	直営地域包括支援センター	担当地域包括支援センター	実施施設	ケアマネジャー
① 利用の準備	● 調査票の作成（FAXで送付）	◎				
	● 受診、健康診断書	◎	○	○		
	● 申請書の作成（本人の署名）	◎				
	● 利用の決定	◎				
② 利用の依頼	● 空き状況の照会と利用依頼	◎				
③ 利用の開始	● 本人を搬送	◎	○	○		
	● 健康診断（していない場合）	○	○	◎		
	● 虐待家族への対応	○	◎	○	○	△
	● ケース会議（必要に応じて）	○	○	◎	○	○
④ 利用の終了	● 本人を搬送	◎	○	○		
⑤ 費用の精算	● 委託料の請求				◎	
	● 委託料の支払い	◎				
	● 本人から食費・滞在費等を徴収	◎			△	

※ ◎＝中心的な役割を担う ○＝関与することを原則とする
△＝必要に応じてバックアップする

2 『富士市緊急保護措置』（やむを得ない事由による措置）運用手順

（目的）

老人福祉法第10条の4第1項、および第11条第1項第2号の規定に基づくやむを得ない事由による措置を行います。

（対象者と内容）

① 対象者

やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護サービスを利用することが著しく困難な人で、次のいずれかに当てはまる人です。

イ 市内に居住するおおむね65歳以上の高齢者で、家族等から虐待または無視を受けることにより、本人の意思に反して要介護認定の申請、および介護サービスの利用契約を締結することができない人

ロ 市内に居住するおおむね65歳以上の高齢者で、認知症その他の理由により意思能力が低下し、かつ本人を代理する家族等がない人

ハ その他福祉事務所長が必要と認める人

※ 65歳未満であっても、加齢に伴う疾病障害等で介護保険サービスを必要とする人は、措置の対象となります。

② やむを得ない事由による措置のサービス種類

- | | |
|---|-----------------|
| イ | 訪問介護の供与 |
| ロ | 通所介護の供与 |
| ハ | 短期入所生活介護の供与 |
| ニ | 小規模多機能型居宅介護の供与 |
| ホ | 認知症対応型共同生活介護の供与 |
| ヘ | 介護老人福祉施設への入所 |

（措置の決定）

① 対象者であると見込まれる高齢者を発見し、または関係機関等から通報を受けたときは、直ちに実態を調査します。

② 高齢者が介護保険法に規定する要介護認定を受けていない場合は、必要に応じて要介護認定を実施します。

※ 保護に急を要する場合は、措置の決定後または措置の開始後に実施します。

③ ①、②の結果をもとに、コア会議を開催し、次に掲げる事項を総合的に考慮して措置の決定を行います。

イ 高齢者の意思と尊厳

ロ 高齢者および家族等の、身体および精神の状況ならびにその置かれている環境

ハ その他高齢者および家族等の福祉を図るために必要な事情

④ コア会議により措置の決定が成された時点で、終結の条件を示します。

（措置の開始に伴う書類の作成・通知）

① 措置の決定を行った場合は、以下により措置を開始する旨の通知及び入所依頼書を作成し通知します。

イ 『措置開始通知書』

高齢者支援課在宅支援担当が作成し、対象者に通知します。

□ 『入所（利用）依頼（委託）書』

高齢者支援課在宅支援担当が作成し、実施施設に通知します。

- ② 事業者は、正当な理由なく措置を拒むことはできません。（老人福祉法第20条）
- ③ 緊急保護措置による入所の場合は、入所定員の5パーセント（入所定員が40人を超える場合は2人を上限）までは減算されません。

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第25条）

※ 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（措置の開始）

- ① 措置の決定を行った場合は、以下により措置を開始します。

イ 『利用者調査票』

入所開始前に、FAXなどで実施施設に状況を伝えます。

□ 『健康診断書』

原則として入所開始時に、実施施設に提出します。

※ 入所開始前に受診ができなかった場合は、入所中できるだけすみやかに受診し、実施施設に提出します。

- ② 利用期間など

利用期間に加えて、今後の処遇について可能な限り見通しをつけ、入所開始時までに伝えることとします。

- ③ 利用中の窓口

利用中の実施施設からの連絡先は、高齢者支援課在宅支援担当とします。

（利用中の支援体制）

- ① 健康診断書

イ 健康診断書は、主に他の入所者に感染する恐れのある疾患があるかどうかを示すためのもので、以下が記載されています。

- ・レントゲン検査、尿検査、血液検査の結果
- ・精神の状況…認知症など
- ・現在の疾病の有無と処方内容
- ・感染症の疑い、入浴の可否
- ・その他総合所見…施設入所についての留意事項など

□ 利用開始前に受診ができなかった場合は、高齢者支援課在宅支援担当職員、または地域包括支援センター職員が受診に付き添い、健康診断書を実施施設に提出します。

- ② 虐待ケースの場合の対応

イ 面会制限

虐待のケースの場合、虐待者が実施施設を訪ねてくる可能性がある場合は、『緊急保護措置における面会制限について』を、利用開始時に実施施設に提出します。

※ この通知は、虐待者が利用者との面会を制限することを、虐待者および実施施設あてに発行します。

□ 虐待者が施設を訪ねてきた場合

- ・『緊急保護措置における面会制限について』を提示し、利用者との面会ができない旨を伝えてください。
- ・利用者についての情報は、個人情報なので教えることができない旨を伝えてください。

※ 個人情報の保護に関する法律（改正個人情報保護法）

- ・第18条第1項 … 利用目的による制限
- ・第27条 … 第三者への提供の制限

※ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）

- ・第17条第2項 … 市町村より委託を受けた者の責務

ハ 虐待者が勝手に施設内に立ち入った場合、退去の要求に応じない場合、また暴れた場合などは、速やかに警察に連絡のうえ、高齢者支援課在宅支援担当に報告してください。

※ 刑法

- ・第130条 … 住居侵入罪、不退去罪
- ・第234条 … 威力業務妨害罪

③ 受け入れ後の方向性

- イ 今後の処遇については、入所開始前までに可能な限り見通しをつけることとします。
- ロ 入所開始時に今後の処遇が定まっていない場合や、状況が変わり支援の方法を変える必要がある場合などは、適宜ケース会議を開催するなど、高齢者支援課在宅支援担当、または地域包括支援センターが必要に応じた対応を考え、場合により実施施設に協力を要請します。

（費用の請求）

事業者は、措置に要する費用について、措置費請求書により富士市長に請求するものとします。

（費用の徴収）

- ① 福祉事務所長は、実施施設に費用を支弁したときは、被措置者または扶養義務者から、負担能力に応じて、措置に要する費用の一部または全部を徴収します。
- ② 次のいずれかにあたる場合は、費用の徴収を免除することができます。
 - イ 費用を徴収することによって、生活保護を要する状態になる場合
 - ロ り災その他特別な事情によって、生計が著しく悪化している場合
 - ハ その他費用の徴収が著しく困難であると市長が認めた場合

（措置の変更・解除）

① 措置の変更

- イ 被措置者が他の措置を受けることが適当であると認められるに至った場合は、措置を変更します。
- 『措置変更（停止・廃止）通知書』、『入所（利用）依頼（委託）解除通知書』を高齢者支援課在宅支援担当が作成し、実施施設に提出後、改めて『措置開始通知書』、『入所（利用）依頼（委託）書』を高齢者支援課在宅支援担当が、被措置者および実施施設に通知します。

② 措置の解除

- イ 措置者が次の場合に至った場合は、措置を解除します。
 - ・介護老人福祉施設に入所すること等により、家族等の虐待または無視の状況から離脱し、介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようになったとき
 - ・成年後見制度等に基づき、被措置者を代理する後見人等を活用することにより、介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようになったとき
 - ・その他福祉事務所長が、被措置者がやむを得ない事由の解消により、介護保険法に基づく介護サービスの利用が可能になったと認めたとき
- 『措置変更（停止・廃止）通知書』、『入所（利用）依頼（委託）解除通知書』を高齢者支援課在宅支援担当が作成し、被措置者および実施施設に通知します。

（その他）

① 成年後見制度の活用

被措置者が、介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようにするため特に必要があると認めるときは、老人福祉法第32条に規定する審判を請求するなど、被措置者が民法に規定する成年後見制度を活用できるよう援助するものとします。



(利用の流れと役割分担)

手続	内容	在宅支援担当	直営地域包括支援センター	担当地域包括支援センター	実施施設	ケアマネジャー
① 措置の準備	● 調査票の作成（FAXで送付）	◎		△		
	● 受診、健康診断書	◎	○	○		
② 措置の委託	● 空き状況の照会と利用依頼	◎	○	△		
	● 入所依頼書（施設宛て）	◎				
	● 措置開始通知書（本人宛て）	◎				
③ 措置の開始	● 本人を搬送	◎	○	○		
	● 健康診断（していない場合）	◎	○	○		
	● 虐待家族への対応	○	◎	◎（養護者支援）		△
	● ケース会議（必要に応じて）	○	◎	○	○	○
④ 措置の解除						
	● 本人を搬送	◎	○	○		△
	● 入所依頼解除通知書（施設宛て）	◎				
	● 措置廃止通知書（本人宛て）	◎				
⑤ 費用の精算	● 措置費の請求				◎	
	● 措置費の支弁	◎				
	● 本人からの徴収	◎				

※ ◎＝中心的な役割を担う ○＝関与することを原則とする
△＝必要に応じてバックアップする

施設長 様

富士市長

緊急保護措置に係る面会制限について

高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 13 条により、
養護者と高齢者の面会を制限する。

記

1. 高齢者

住所：

氏名：

2. 代理人

住所：

氏名：

3. 養護者

住所：

氏名：

富士市福祉部高齢者支援課
0545-55-2741

(養護者名) 様

富士市長

緊急保護措置に係る面会制限について

高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 13 条により、
養護者と高齢者の面会を制限する。

記

1. 高齢者

住所：

氏名：

2. 代理人

住所：

氏名：

3. 養護者

住所：

氏名：

富士市福祉部高齢者支援課
0545-55-2741

同意書

- 1、私は保護されることを望み、養護者からの分離を望みます。
- 2、私は家族分離の手段として、施設入所を望みます。
- 3、私は養護者との面会を希望しません。
- 4、私は保護を望みません。

年 月 日

高齢者 住 所

高齢者 氏 名

印

電話番号

代理人 住 所

代理人 氏 名

印

養護者氏名

第4章 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止の目的

養介護施設従事者等による高齢者虐待防止は、養介護施設・事業所（以下「養介護施設等」という。）を利用する高齢者の尊厳の保持を害する虐待を防止し、高齢者本人の権利利益を擁護することを目的とします。

具体的には、

- ① 高齢者の安全を確保し、虐待を受けている状況を速やかに解消します。
- ② 高齢者虐待を生み出す要因になっている職場環境や業務運営、サービス提供のあり方を改善し、虐待の再発を防止するとともに、高齢者が安心してサービスを利用できるように養介護施設等をより良くしていきます。そのために、老人福祉法や介護保険法の規定による適切な権限を行使します。

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待の定義

（1）養介護施設従事者等による高齢者虐待

養介護施設従事者等とは、「養介護施設」または「養介護事業」に従事する者とされます。これには、直接介護に携わる職員の他、経営者・管理者層も含まれます。

養介護施設従事者等による高齢者虐待とは、

- 「養介護施設」に従事する者による、当該養介護施設に入所したり、利用したりしている高齢者に対して行う虐待行為です。
- 「養介護事業」において業務に従事する者による、当該養介護事業にかかるサービスの提供を受けている高齢者に対して行う虐待行為です。

① 法に定める「養介護施設」および「養介護事業」

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	
介護保険法による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者

（市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者の虐待対応の手引きより抜粋）

なお、食事サービス、入浴・排泄もしくは食事の介護の提供、洗濯・掃除等の家事、または健康管理のいずれかの提供（他へ委託して供与する場合も含む）があれば、有料老人ホームに該当します。該当する場合には、届出の有無に関わらず、老人福祉法による立入検査や改善命令の対象となります。そのため、例えば「サービス付き高齢者向け住宅」として登録された住宅であっても、該当する場合には、「養介護施設従事者等による高齢者

虐待」として対応することになります。（参考：平成 21 年 5 月 28 日付老振発第 0528001 号「未届の有料老人ホームの届出促進及び指導等の徹底について」）

また、対象の施設・事業所が「養介護施設」「養介護事業」に該当しない場合であっても、「養護者による高齢者虐待」に該当し得るため、適切な対応が必要です。（参考：平成 23 年 9 月 16 日付事務連絡「『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』の適切な運用について」）

養介護施設従事者による高齢者虐待として対応すべきか、養護者による高齢者虐待として対応すべきかは、以下の区分で整理します。

虐待が疑われる行為が発生したサービス	虐待対応の区分
養介護施設・事業所の従事者による法定サービスでの虐待（例：介護保険サービス）	養介護施設従事者等による高齢者虐待
養介護施設・事業所の従事者による法定外のサービスでの虐待 （例：介護保険施設のショートステイを自費で利用した場合や利用者の金銭を私的に預かり、業務の範囲外で使用した場合など）	養介護施設従事者等による高齢者虐待
養介護施設・事業所に該当しない事業所の従事者による虐待	養護者による高齢者虐待

② 養介護施設従事者による高齢者虐待の種類と具体例

虐待類型	虐待行為	具 体 例
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること	①暴力的行為※ ・平手打ちをする（叩くも叩くも同じ行為です）。 ・つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱いシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など ②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に取り扱う行為 ・医学的診断や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 など ③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制 （具体例は P52 参照）

※身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒などを打ち下ろせば、仮に石や棒などが相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」(東京高裁判決昭和 25 年 6 月 10 日)

介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。	①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 ・入浴しておらず異臭がする、ひげ・髪・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・室内にごみが放置されている、ネズミやゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など ②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 ・医療が必要な状況にもかかわらず、受診させない。或いは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 など ③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なメガネ、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など ④高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置 ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的 手立てをしていない。 など
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	①威嚇的な発言、態度 ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設・居宅）にいらなくしてやる」「追い出すぞ」「（行く場所がないことがわかっているのに）出て行け」などと言ひ脅す。 など

		②侮辱的な発言、態度 ・排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う。 ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など ③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ、ナースコール等を見無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など ④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を見無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を見無視して食事の全介助をする。 など ⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を見無視して面会させない。 など ⑥その他 ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など
--	--	---

性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること	○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要 ・精器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・本人を裸にする、またわいせつな行為をさせ、映像や写真を撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり。下着のままで放置する。 ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。	○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

（市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者の虐待対応の手引きより抜粋）

要注意！！

次のような行為は「高齢者虐待」に該当します。「極めて不適切な行為」ではありません。

- ・入所者を車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げた。
- ・裸になった入所者の姿を携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。
- ・入所者の顔に落書きをして、それを携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。

平成 22 年 9 月付老推発第 0930 第 1 号『『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』第 2 条第 5 項に基づく高齢者虐待の解釈について』より抜粋

(2) 身体拘束も高齢者虐待です

ベッドや車椅子などに体を縛り付ける等の「身体拘束」は、介護保険施設等の運営基準において原則として禁止されています。身体拘束は、精神的苦痛とともに、関節の拘縮や筋力低下などを引き起こすなど身体的ダメージを与えるもので、緊急やむ得ない場合以外の身体拘束は、高齢者に対する身体的虐待や心理的虐待に当てはまります。

* 身体拘束禁止の対象となる具体的行為

No	具体的禁止行為
1	徘徊しないように、車椅子やベッドに体幹や四肢をひもで縛る。
2	転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。
3	自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む。
4	点滴・経管栄養チューブを抜かないように、四肢をひもで縛る。
5	点滴・経管栄養チューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
6	車椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
7	立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
8	脱衣や、オムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
9	他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひもで縛る。
10	行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服用させる。
11	自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

（身体拘束ゼロへの手引き（厚生労働省：身体拘束ゼロ作戦推進会議）より抜粋）

* 緊急やむを得ない場合の対応（3つの要件）

以下の3つの要件を同時に満たすこと。禁止行為11項目の一時的介助と解すべき。

切迫性	利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

（身体拘束ゼロへの手引き（厚生労働省：身体拘束ゼロ作戦推進会議）より抜粋）

3 各機関の役割と責務

(1) 市の役割と責務

ア) 役割と責務	養護者による虐待のところで記しましたが、高齢者虐待防止法では、市を高齢者虐待対応の主体として位置付けています。市は、施設従事者による高齢者虐待対応についても、責任者として主体的に役割を果たしていきます。
イ) 事実確認	通報等を受けた市は、通報内容の事実確認や高齢者の安全確認を行います。この際、事実確認の調査は、通報等がなされた養介護施設従事者等の勤務する養介護施設・養介護事業所及び虐待を受けたと思われる高齢者、状況によりその他の高齢者に対して実施します。 通報が明らかな虚偽である場合はともかくとして、虚偽の通報であるのかどうかについては、丁寧に事実確認を行い、事実の実態や背景を慎重に見極める必要があります。 また、通報等がなされた施設・事業所が養護老人ホーム、有料老人ホームであっても、第一義的には、市町村が事実の確認の調査を行います。
ウ) 調査報告	高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報等を受けた場合、市町村は虐待に関する事項を都道府県に報告しなければなりません（第22条）。ただし、通報等で寄せられる情報には、苦情処理窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待ケース以外の様々なものも含まれると考えられます。 そのため、都道府県に報告する情報は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が確認できたケースのみとします。 ただし、養介護施設・養介護事業所が調査に協力しない場合等、都道府県と市町村が共同で調査を行うべきと判断される場合には、高齢者虐待の事実が確認できていなくとも市町村から都道府県へ報告することが必要となります。

※施設で行われた「虐待」は公表されます。

都道府県は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等を年次報告書で公表します。対象となるのは、市町村が（または都道府県が市町村と合同で）事実確認を行った結果、高齢者虐待が行われていたと認められた施設です。

この、公表制度の趣旨は、都道府県における高齢者虐待の実態把握、虐待防止に向けた取組みに反映させていくことにあります。高齢者虐待が行われた施設・事業所の制裁が目的ではないので、施設・事業所名は公表されません。

⇒公表内容

- ① 高齢者虐待の状況
- ② 高齢者虐待に対してとった措置
- ③ その他の事項（施設・事業所の種別類型、虐待を行った養介護施設従事者の職種など）

(2) 養介護施設等、従事者の役割と責務

ア) 早期発見等の努力義務 (第5条)	①高齢者虐待防止法第5条第1項 <u>養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないと規定されています。</u> ②高齢者虐待防止法第5条第2項 <u>市が講ずる高齢者虐待防止のための啓発活動及び虐待を受けている高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならないとされています。</u> 高齢者虐待の支援では、早期発見や関係機関が連携をとって対応することが、早期解決に向けて重要となります。各関係機関において、高齢者虐待の早期通報・相談および解決に向けた支援への協力をお願いします。
イ) 高齢者虐待防止のための取り組み (第20条)	養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者は、 ・従事者等への研修の実施 ・苦情処理対応の整備 ・その他の高齢者虐待の防止等のための措置 を採ることとされています。これらを確実に実施することにより、<u>高齢者虐待を未然に防止する必要があります。</u>
ウ) 通報の義務 (第21条)	①高齢者虐待防止法第21条第1項 <u>養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。</u> ②高齢者虐待防止法第21条第2項 <u>養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。</u> ③高齢者虐待防止法第21条第3項 <u>養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。</u>

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止・早期発見

(1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の要因

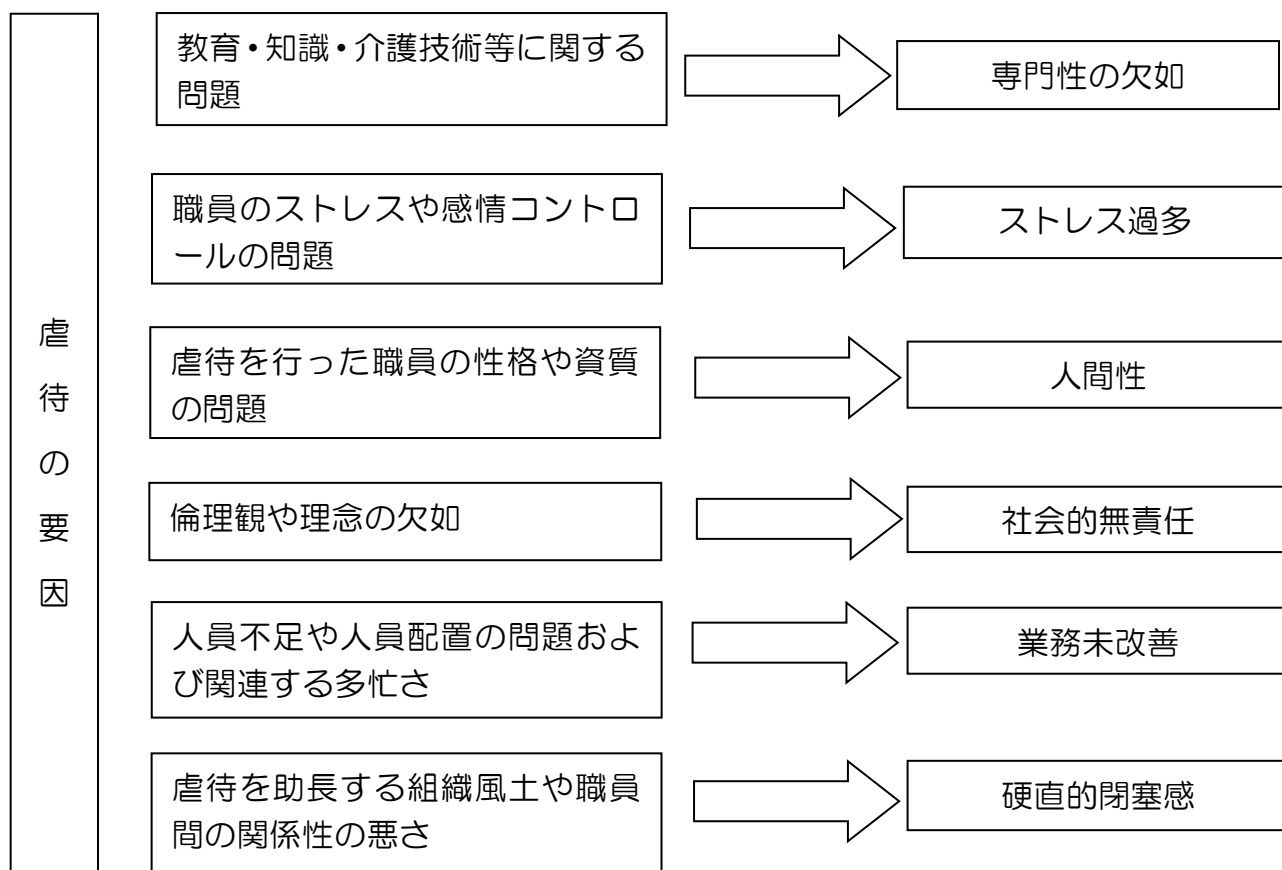
養介護施設従事者等による高齢者虐待の要因は、虐待を行った職員個人側に要因があると考えただけでなく、職員が所属する養介護施設等（組織）にも要因がないか考える必要があります。

日々、虐待の要因に目を向けることで、高齢者虐待の未然防止につながります。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因

チームアプローチ	役割や仕事の範囲の問題	リーダーの役割が不明確 介護単位があいまい
	職員間の連携の問題	情報共有の仕組みが無い 意思決定の仕組みが無い 異なる職種間の連携が無い 年齢や採用条件による壁がある 社会的な手抜き（誰かがやってくれる等）
ケアの質	認知症ケアの問題	「何もわからない」などの中核症状への誤解 行動・心理症状（BPSD）へのそのまの対応
	アセスメントと個別ケアの問題	利用者の心身状態を把握していない アセスメントやケアプランと実際のケアの内容が連動していない
	ケアの質を高める教育の問題	認知症ケアに関して学習する機会の不足 アセスメントとその活用方法の知識不足
倫理観とコンプライアンス（法令遵守）	“非”利用者本位の問題	安易な身体拘束 一斉介護・流れ作業
	意識不足の問題	職業倫理の薄れ 介護理念が共有されていない
	虐待・身体拘束に関する意識・知識の問題	法や身体拘束禁止規定、その他必要な法令を知らない。 身体拘束に替わるケアを知らない・考えられない。
負担・ストレスと組織風土	負担の多さの問題	人手不足・業務の多さ 夜勤時の負担
	ストレスの問題	負担の多さからくるストレス 職場内の人間関係
	組織風土の問題	見て見ぬふり 安易なケアや身体拘束の容認 連絡の不徹底
組織運営	理念やその共有の問題	介護理念や組織全体の方針がない 理念を共有するための具体策がない
	組織体制の問題	責任や役割の不明確さ 必要な組織がない・形骸化している 職員教育のシステムがない
	運営姿勢の問題	情報公開に消極的 効率優先 家族との連携不足

（富士市高齢者支援課介護支援専門基礎研修資料、彦根市高齢者虐待対応マニュアル参照）



(彦根市高齢者虐待対応マニュアルより抜粋)

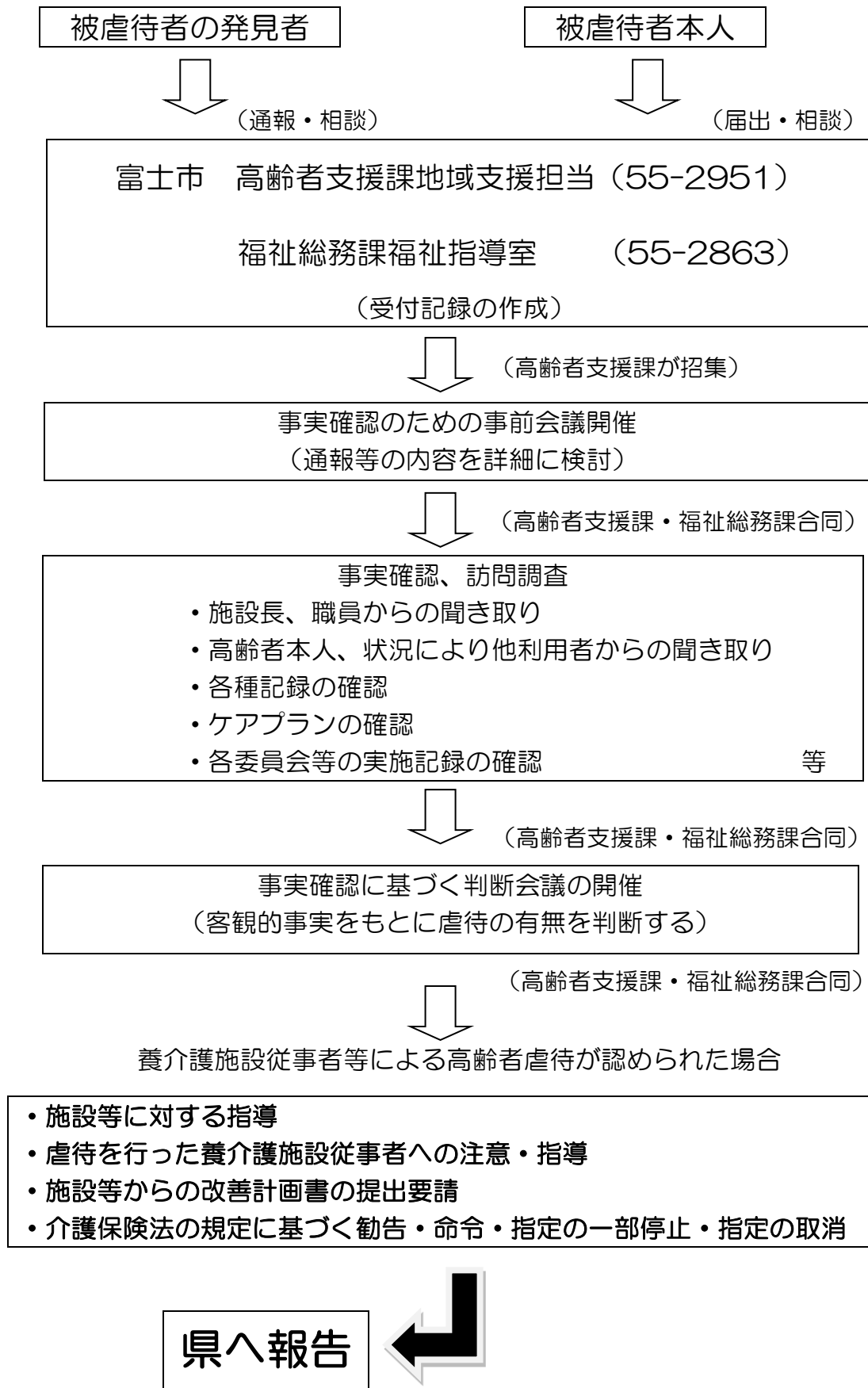
(2) 早期発見

養介護施設等での高齢者虐待や不適切なケアの実態は、外部から把握しにくい特徴があるため、相談・通報・届出先を明確にし、いつでも相談しやすい環境づくりに努め、事実確認を迅速に開始することで、虐待の早期発見に取り組みます。

【養介護施設従事者等による虐待に関する相談・通報・届出先】

富士市福祉部高齢者支援課	富士市永田町 1 丁目 100 番地（庁舎 4 階北側） 地域支援担当（直営地域包括支援センター） TEL 0545-55-2951 FAX0545-55-2920
富士市福祉部福祉総務課	富士市永田町 1 丁目 100 番地（庁舎 4 階南側） 福祉指導室 TEL 0545-55-2863 FAX0545-52-2290

(3) 富士市「養介護施設従事者等による高齢者への虐待」対応フローチャート



高齢者虐待防止法に基づく
（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）
養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する報告書

1 養介護施設の名称、所在地及びサービス種別

名 称		
サービス種別		
所 在 地	TEL	FAX

2 養介護従事者等による高齢者虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢階級及び要介護度その他の心身の状況（＊不明時記載不要）

性 別	男 ・ 女	年齢階層 ＊
要介護度	要支援 1 ・ 2	要介護 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 その他
心身の状況		

＊該当する番号を記載すること

- 1 65～69 歳 2 70～74 歳 3 75～79 歳 4 80～84 歳
 5 85～89 歳 6 90～94 歳 7 95～99 歳 8 100 歳以上
 9 ～64 歳（高齢者虐待防止法に準じた対応の場合）

3 虐待の種別、内容及び発生要因

虐待の種別	☐ 身体的虐待 ☐ 心理的虐待 ☐ 性的虐待 ☐ 経済的虐待 ☐ 介護・世話の放棄 ☐ その他（ ）
虐待の内容	
発生要因	

4 虐待を行った養介護施設従事者等の氏名、生年月日及び職種（＊不明時記載不要）

氏名＊	生年月日＊
資格を有する者についてはその資格及び職名を、その他の者については職名及び職務内容を記載すること。	

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき上記の通り報告する。

令和 年 月 日

施設長

印

養介護施設従事者等による高齢者虐待について（報告）

（該当箇所にチェック）本件は、当市において事実確認を行った事実であり、

☐ 養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた事案である。

☐ 特に、下記の理由により、悪質なケースと判断したため、都道府県の迅速な対応を行う必要がある事案である。

☐ 更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事案である。

1 養介護施設等の名称、所在地及びサービス種別

名 称			
サービス種別			
所 在 地			
	TEL	FAX	

2 養介護従事者等による高齢者虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢階級及び要介護度その他の心身の状況（＊不明時記載不要）

性 別	男 ・ 女	年 齢 階 層 ＊
要介護度	要支援 1 ・ 2	要介護 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 その他
心身の状況		

＊該当する番号を記載すること

- 1 65～69 歳 2 70～74 歳 3 75～79 歳 4 80～84 歳
 5 85～89 歳 6 90～94 歳 7 95～99 歳 8 100 歳以上
 9 ～64 歳（高齢者虐待防止法に準じた対応の場合）

3 虐待の種別、内容及び発生要因

虐待の種別	☐ 身体的虐待 ☐ 心理的虐待 ☐ 性的虐待 ☐ 経済的虐待 ☐ 介護・世話の放棄 ☐ その他（ ）
虐待の内容	
発生要因	

4 虐待を行った要介護施設従事者等の氏名、生年月日及び職種（＊不明時記載不要）

氏名＊		生年月日＊	
資格を有する者についてはその資格及び職名を、その他の者については職名及び職務内容を記載すること。			

5 市が行った対応

☐ 施設等に対する指導 ☐ 施設等からの改善計画の提出依頼 ☐ 虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導 ☐ （主として地域密着型サービスについて）介護保険法の規定に基づく勧告・命令・処分 ☐ その他（具体的に記入すること）

6 虐待を行った養介護施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

☐ 施設等からの改善計画の提出 ☐ 介護保険法の規定に基づく勧告・命令等への対応 ☐ その他（具体的に記入すること）
--

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第22条第1項の規定に基づき上記の通り報告する。

令和 年 月 日
 富士市長

印

資 料 編

住民基本台帳事務における支援措置申書

(申出先)

長

		市区町村	受付	連絡
			/	/
転送	/			
	/			
	/			

住民基本台帳事務における高齢者虐待の被虐待保護者の支援措置の実施を求めます。

令和 年 月 日 氏名

									備考
申出者	氏名 (年 月 日)	住所		連絡先		本人確認			
虐待者 (判明している場合)	氏名 (年 月 日)	住所		その他					
申出者の状況									
相談先	年 月 日		警察署		課	担当職員			
支援措置を求めるもの (現住所が記載されているものに限る)	希望にし	支援を求める事務			現住所等				
		住民基本台帳の閲覧			現住所	同上			
		住民票の写し等の交付(現住所地)			現住所	同上			
		住民票の写し等の交付(前住所地)			前住所				
		戸籍の附票の写しの交付(本籍地)			本 籍				
		戸籍の附票の写しの交付(前本籍地)			前本籍				
併せて支援を求めるもの(同一の住所を有する者に限る)	申出者との関係	氏名	生年月日	申出者との関係	氏名	生年月日			
警察等の意見		上記申出者の状況に相違ないものと認める。 上記に併せて支援を求めるものについて、申出者を保護するための支援の必要性があるものと認める。					市区町村の確認	年月日	
		令和 年 月 日 (印) (担当 係)						担当 相手方	
備考								申出者 使用印	

(A票) 相談・通報・届出受付票 (総合相談)															
相談年月日	年 月 日 時 分～ 時 分				対応者：	所属機関：									
相談者 (通報者)	氏名					受付方法	☐ 電話 ☐ 来所 ☐ その他 ()								
	住所または 所属機関名					電話番号									
	本人との 関係	☐ 本人 ☐ 家族親族(同居・別居)続柄： ☐ 近隣住民・知人 ☐ 民生委員 ☐ 地域包括支援センター ☐ 在宅介護支援センター ☐ 介護支援専門員 ☐ 介護保険サービス事業所 ☐ 医療機関 ☐ 警察 ☐ その他 ()													
【本人の状況】															
氏 名					性別		生年月日	☐ 明治 ☐ 大正 ☐ 昭和		年 月 日	年齢	歳			
現住所	住民票登録住所 ☐ 同左 ☐ 異														
	電話：					その他連絡先：					(続柄：)				
居 所	☐ 自宅 ☐ 病院 () ☐ 施設 () ☐ その他 ()														
介護認定	☐ 非該当 ☐ 事業対象者 ☐ 要支援 () ☐ 要介護 () ☐ 申請中 (月 日) ☐ 未申請 ☐ 申請予定														
利用サービス	介護保険	☐ あり () ☐ なし				介護支援専門員									
	介護保険外	☐ あり () ☐ なし				居宅介護支援事業所									
主疾患	☐ 一般 () ☐ 認知症 () ☐ 精神疾患 () ☐ 難病 ()														
身体状況					障害手帳	☐ 無 ☐ 有 (等級： 種別：)									
経済状況					生活保護受給 (☐ なし ☐ あり)										
【本人の意向など】※生活歴、キーパーソン、関係機関などわかる範囲で書き込む															
【世帯構成】															
家族状況 (ジェノグラム)					【介護者の状況】										
					氏名					年齢	歳				
					続柄	☐ 配偶者 ☐ 息子 ☐ 娘 ☐ 息子の配偶者									
						☐ 娘の配偶者 ☐ 実兄弟 ☐ 実姉妹 ☐ 義兄弟									
						☐ 義姉妹 ☐ 孫 ☐ その他 ()									
					連絡先	☐ 同上									
電話番号						職業									
					その他特記事項										
【主訴・相談の概要】															
相談内容															
虐待の 可能性	☐ 家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする〔疑い〕														
	☐ 暑い日や寒い日、雨の日なのに高齢者が長時間外にいる〔疑い〕														
	☐ 介護が必要なのに、サービスを利用している様子がない〔疑い〕														
	☐ 高齢者の服が汚れていたり、お風呂に入っている様子がない〔疑い〕														
	☐ あざや傷がある〔疑い〕														
	☐ 問いかけに反応がない、無表情、怯えている〔疑い〕														
	☐ 食事をきちんと食べていない〔疑い〕														
	☐ 年金などお金の管理ができていない〔疑い〕														
	☐ 養護者の態度 ()														
☐ その他 (具体的内容を記載)															
情報源	相談者(通報・届出者)は ☐ 実際に目撃した ☐ 怒鳴り声や泣き声、物音等を聞いて推測した														
	☐ 本人から聞いた ☐ 関係者 () から聞いた														
【受付時の対応】															
☐ 相談終了： ☐ 聞き取りのみ ☐ 情報提供・助言 ☐ 他機関への取次・斡旋(機関名：) ☐ その他 ()															
☐ 相談継続： ☐ 権利擁護対応(虐待対応を除く) ☐ 包括的継続的ケアマネジメント支援 ☐ 高齢者虐待の疑い(B票以降に進む) ☐ その他 ()															
備考 ()															
*事実確認の結果 高齢者虐待として 市が ☐ 認定した(判断した) ☐ 認定しなかった(判断しなかった)															
富士市福祉部高齢者支援課作成 R5.4 (出典:社団法人日本社会福祉士会作成様式を参考に作成)															

(B票)

高齢者虐待情報共有・協議票

【虐待の可能性（通報段階）】

虐待の可能性 (通報段階)	☐ 身体的虐待の疑い ☐ 放棄・放任の疑い ☐ 心理的虐待の疑い ☐ 性的虐待の疑い ☐ 経済的虐待の疑い
	☐ 虐待とは言い切れないが不適切な状況 ()

【情報収集依頼項目】

依頼日時： 年 月 日 時 分

依頼先： 依頼方法（電話 訪問 その他）

世帯構成	☐ 住民票 ☐ その他 ()
介護保険	☐ 介護認定の有無 ☐ 担当居宅介護支援事業所 ☐ 介護保険料所得段階 ☐ 介護保険料納付状況
福祉サービス等	☐ 生活保護の受給 ☐ 障害者手帳の有無（身・知・精） ☐ 障害福祉サービス利用状況 ☐
経済状況	☐ 課税状況 ☐ 国民年金 ☐ 障害年金 ☐ 国民健康保険納付状況
	☐ 後期高齢者医療制度保険料納付状況 ☐ 水道料金滞納状況 ☐ 公営住宅家賃滞納状況
関係機関等	☐ 主治医・医療機関 ☐ 保健所・保健センターの関与 ☐ 他機関 () の関与
その他	☐ () ☐ ()

※情報収集依頼によって得られた情報は、アセスメント要約票へ集約し整理する

【事実確認の方法と役割分担】

協議日時： 年 月 日 時 分

協議者： 協議方法（電話 訪問 その他）

事実確認の方法	面接調査	高齢者： ☐ 自宅訪問 ☐ 来所 ☐ その他の場所 () 面接者 (,)
		養護者： ☐ 自宅訪問 ☐ 来所 ☐ その他の場所 () 面接者 (,)
	関係者からの聞き取り	☐ ケース会議等 () 担当： ()
		☐ 関係者・関係機関 1 () 担当： ()
		☐ 関係者・関係機関 2 () 担当： ()
		☐ 関係者・関係機関 3 () 担当： ()
※訪問時の状況や聞き取りした内容を「事実確認票」へ記載		

事実確認中に予測されるリスクと対応方法

事実確認 期限	年 月 日 時迄 ※できる限り48時間以内のコアメンバー会議開催を踏まえて設定する
------------	---

※事実確認の方法と役割分担に関する協議が終わったら「事実確認」へ

富士市福祉部高齢者支援課作成（出典：社団法人日本社会福祉士会作成様式を参考に作成）

(C票) 事実確認項目(サイン)					
※1:「通」:通報があった内容に○をつける。「確認日」:行政および地域包括支援センター職員が確認した日付を記入。					
※2:「確認項目」の列の太字で下線の項目(例「外傷等」)が確認された場合は、『緊急保護の検討』が必要。					
	通	確認日	確認項目	サイン;当てはまるものがあれば○で囲み、他に気になる点があれば()に簡単に記入	確認方法(番号に○印またはチェック) 確認者(カッコ内に「誰が」、「誰(何)から」を記入) 1.写真、2.目視、3.記録、4.聴き取り、5.その他
身体 の 状 態 ・ け が 等			外傷等	頭部外傷(血腫、骨折等の疑い)、腹部外傷、重度の褥そう、その他() 部位: 大きさ: () が () から確認した	1、2、3、4、5 () が () から確認した
			全身状態・意識レベル	全身衰弱、意識混濁、その他()	() が () から確認した
			脱水症状	重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、軽い脱水症状、その他()	() が () から確認した
			栄養状態等	栄養失調、低栄養・低血糖の疑い、その他()	() が () から確認した
			あざや傷	身体に複数のあざ、頻繁なあざ、やけど、刺し傷、打撲痕・腫脹、その他() 部位: 大きさ: 色: () が () から確認した	1、2、3、4、5 () が () から確認した
			体重の増減	急な体重の減少、やせすぎ、その他()	() が () から確認した
			出血や傷の有無	生殖器等の傷、出血、かゆみの訴え、その他()	() が () から確認した
			その他		() が () から確認した
生 活 の 状 況			衣服・寝具の清潔さ	着の身着のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシーツ、その他()	() が () から確認した
			身体の清潔さ	身体の異臭、汚れのひどい髪、皮膚の潰瘍、のび放題の爪、その他()	() が () から確認した
			適切な食事	菓子パンのみの食事、余所ではガツガツ食べる、拒食や過食が見られる、その他()	() が () から確認した
			適切な睡眠	不眠の訴え、不規則な睡眠、その他()	() が () から確認した
			行為の制限	自由に外出できない、自由に家族以外の人と話すことができない、長時間家の外に出されている、その他()	() が () から確認した
			不自然な状況	資産と日常生活の大きな落差、食べる物にも困っている、年金通帳・預貯金通帳がない、その他()	() が () から確認した
			住環境の適切さ	異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、暖房の欠如、その他()	() が () から確認した
			その他		() が () から確認した
話 の 内 容			恐怖や不安の訴え	「怖い」「痛い」「怒られる」「殴られる」などの発言、その他()	() が () から確認した
			保護の訴え	「殺される」「○○が怖い」「何も食べていない」「家にいたくない」「帰りたいくない」などの発言、その他()	() が () から確認した
			強い自殺念慮	「死にたい」などの発言、自分を否定的に話す、その他()	() が () から確認した
			あざや傷の説明	つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする、その他()	() が () から確認した
			金銭の訴え	「お金をとられた」「年金が入ってこない」「貯金がなくなった」などの発言、その他()	() が () から確認した
			性的事柄の訴え	「生殖器の写真が撮られた」などの発言、その他()	() が () から確認した
			話のためらい	関係者に話すことをためらう、話す内容が変化、その他()	() が () から確認した
			その他		() が () から確認した
表 情 ・ 態 度			おびえ、不安	おびえた表情、急に不安がる、怖がる、人目を避けたがる、その他()	() が () から確認した
			無気力さ	無気力な表情、問いかけに無反応、その他()	() が () から確認した
			態度の変化	家族のいる場面いない場面で態度が異なる、なぜやりの態度、急な態度の変化、その他()	() が () から確認した
			その他		() が () から確認した
サ ー ビ ス な ど の 利 用 状 況			適切な医療の受診	家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない、その他()	() が () から確認した
			適切な服薬の管理	本人が処方されていない薬を服用、処方された薬を適切に服薬できていない、その他()	() が () から確認した
			入退院の状況	入退院の繰り返し、救急搬送の繰り返し、その他()	() が () から確認した
			適切な介護等サービス	必要であるが未利用、勧めても無視あるいは拒否、必要量が極端に不足、その他()	() が () から確認した
			支援のためらい・拒否	援助を受けたがらない、新たなサービスは拒否、その他()	() が () から確認した
			費用負担	サービス利用負担が突然払えなくなる、サービス利用をためらう、その他()	() が () から確認した
			その他		() が () から確認した
養 護 者 の 態 度 等			支援者への発言	「何をやるかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがある、その他()	() が () から確認した
			保護の訴え	虐待者が高齢者の保護を求めている、その他()	() が () から確認した
			暴力、脅し等	刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある、その他()	() が () から確認した
			高齢者に対する態度	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的、その他()	() が () から確認した
			高齢者への発言	「早く死んでしまえ」など否定的な発言、コミュニケーションをとうとうとしない、その他()	() が () から確認した
			支援者に対する態度	援助の専門家と会うのを避ける、話したがらない、拒否的、専門家に責任転嫁、その他()	() が () から確認した
			精神状態・判断能力	虐待者の精神的不安定・判断力低下、非現実的な認識、その他()	() が () から確認した
			その他		() が () から確認した

富士市福祉部高齢者支援課作成 (出典:社団法人日本社会福祉士会作成様式を参考に作成)

アセスメント要約票										対応計画 回目用							
アセスメント要約日: 年 月 日										要約担当者:							
高齢者本人氏名:			性別・年齢: ☐ 男 ☐ 女 歳		居所: ☐ 自宅 ☐ 入所・院												
養護者氏名:			性別・年齢: ☐ 男 ☐ 女 歳		高齢者本人との関係:			同別居の状況: ☐ 同居 ☐ 別居									
高齢者本人の希望	居所・今後の生活の希望		居所の希望: ☐ 在宅 ☐ 入所 ☐ 不明 / 分離希望: ☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明														
	性格上の傾向、こだわり、対人関係等																
	高齢者の状態		意思疎通: ☐ 可能 ☐ 特定条件のもとであれば可能 () ☐ 困難 ☐ 不明 話の内容: ☐ 一貫している ☐ 変化する 生活意欲: ☐ 意欲や気力が低下しているおそれ(無気力、無反応、おびえ、話をためらう、人目を避ける、等)														
I. 高齢者本人の情報 面接担当者氏名:										虐待発生リスク							
【健康状態等】																	
疾病・傷病:						既往歴:											
受診状況:						服薬状況(種類):											
受診状況:						服薬状況(種類):											
診断の必要性: ☐ 内科 ☐ 精神科 ☐ 外科 ☐ 整形外科 ☐ その他 ()						□											
具体的症状等⇒																	
要介護認定: ☐ 非該当 ☐ 要支援 () ☐ 要介護 () ☐ 申請中(申請日: 年 月 日) ☐ 未申請																	
障害: ☐ 身体障害 ☐ 精神障害(☐ あり ☐ 疑い) ☐ 知的障害(☐ あり ☐ 疑い)																	
精神状態: ☐ 認知症(☐ 診断あり ☐ 疑い) ☐ うつ病(☐ 診断あり ☐ 疑い) ☐ その他 ()																	
【危機への対処】																	
危機対処場面において: ☐ 自ら助けを求めることができる ☐ 助けを求めることが困難						□											
避難先・退避先: ☐ 助けを求める場所がある () ☐ ない																	
【成年後見制度の利用】																	
成年後見人等: ☐ あり(後見人等:) ☐ 申立中(申立人: /申立年月日:) ☐ なし						□											
【各種制度利用】																	
☐ 介護保険 ☐ 自立支援法 ☐ その他 ()						□											
【経済情報】																	
収入額 月 万円(内訳:) 預貯金等 万円 借金 万円																	
1ヶ月に本人が使える金額 万円																	
具体的な状況(生活費や借金等):						□											
☐ 生活保護受給 ☐ 介護保険料滞納 ☐ 国民健康保険料滞納 ☐ 後期高齢者医療制度保険料滞納 ☐ その他 ()																	
金銭管理: ☐ 自立 ☐ 一部介助(判断可) ☐ 全介助(判断不可) ☐ 不明																	
金銭管理者: ☐ 本人 ☐ その他 ()																	
【エコマップ】						【生活状況】											
						食事(☐ 一人で可 ☐ 一部介助 ☐ 全介助 ☐ 不明) 調理(☐ 一人で可 ☐ 一部介助 ☐ 全介助 ☐ 不明) 移動(☐ 一人で可 ☐ 一部介助 ☐ 全介助 ☐ 不明) 買物(☐ 一人で可 ☐ 一部介助 ☐ 全介助 ☐ 不明) 掃除洗濯(☐ 一人で可 ☐ 一部介助 ☐ 全介助 ☐ 不明) 入浴(☐ 一人で可 ☐ 一部介助 ☐ 全介助 ☐ 不明) 排泄(☐ 一人で可 ☐ 一部介助 ☐ 全介助 ☐ 不明) 服薬管理(☐ 一人で可 ☐ 一部介助 ☐ 全介助 ☐ 不明) 預貯金年金の管理(☐ 一人で可 ☐ 一部介助 ☐ 全介助 ☐ 不明) 医療機関の受診(☐ 一人で可 ☐ 一部介助 ☐ 全介助 ☐ 不明)						□					
						【その他特記事項】						□					

Ⅱ. 養護者の情報 面接担当者氏名:		虐待発生 リスク
【養護者の希望】 居所の希望: ☐ 在宅 ☐ 入所 ☐ 不明 / 分離希望: ☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明		☐
【健康状態等】		☐
疾病・傷病:	既往歴:	
受診状況:	服薬状況(種類):	
受診状況:	服薬状況(種類):	
診断の必要性: ☐ 内科 ☐ 精神科 ☐ 外科 ☐ 整形外科 ☐ その他 () 具体的症状等⇒		
性格的な偏り:		
障害: ☐ 身体障害 ☐ 精神障害 (☐ あり ☐ 疑い) ☐ 知的障害 (☐ あり ☐ 疑い)		
【介護負担】		☐
被虐待高齢者に対する介護意欲: ☐ あり ☐ なし ☐ 不明	介護技術・知識: ☐ 高い ☐ 低い ☐ 不明	
1日の介護時間: ☐ ほぼ1日中 ☐ 必要時のみ ☐ 不明	介護の代替者: ☐ あり ☐ なし ☐ 不明	
介護期間 (いつから始まったか、負担が大きくなった時期やきっかけ、最近の生活行動の変化など) ※期間と負担原因を明確に		
平均睡眠時間: およそ ____ 時間		
【就労状況】		☐
☐ 就労 (就労曜日 ____ ~ ____ 就労時間 ____ 時 ~ ____ 時)、雇用形態 (☐ 正規、 ☐ 非正規) ☐ 非就労 ☐ 不明		
【経済状況】		☐
収入額 月 ____ 万円 (内訳:) 預貯金等 ____ 万円 借金 ____ 万円		
☐ 借金トラブルがある ☐ 被虐待高齢者の年金に生活費を依存		
☐ 生活保護受給 ☐ 介護保険料滞納 ☐ 国民健康保険料滞納 ☐ 後期高齢者医療制度保険料滞納 ☐ その他 ()		
【近隣との関係】		☐
☐ 良好 () ☐ 挨拶程度 ☐ 悪い ☐ 関わりなし ☐ 不明		
Ⅲ. 家族関係(家族歴、家族の抱える問題、家族の中の意思決定者、問題が起こったときの対処方法等)		
※計画書(1)の「関連機関等連携マップ」で集約する		
		☐
Ⅳ. その他(近隣・地域住民等との関係、地域の社会資源、関係者・関係機関との関わり等)		
※計画書(1)の「関連機関等連携マップ」で集約する		
		☐
【全体のまとめ】 : I ~ IVで抽出された虐待発生の要因の結果を踏まえて、分析、課題を整理する。 ※計画書(1)の「総合的な対応方針」、計画書(2)の「対応困難な課題/今後検討しなければいけない事項」に反映する		
I. 高齢者本人 II. 養護者 III. 家族関係(家族歴、家族の抱える問題、家族の中の意思決定者、問題が起こったときの対処方法等) IV. その他(近隣・地域住民等との関係、地域の社会資源、関係者・関係機関の関わり等) V. 今後の課題		
富士市福祉部高齢者支援課作成 (出典: 社団法人日本社会福祉士会作成様式を参考に作成)		

第2表				高齢者虐待対応会議記録・計画書(2)								決 裁 欄(例)			
												課 長	係 長	担当者	
対象	優先順位	課題	目標	対応方法(具体的な役割分担)											
				何を・どのように	関係機関・担当者等	実施日時・期間／評価日									
高齢者															
養護者															
その他の家族															
関係者															
対応が困難な課題／今後検討しなければならない事項など(「アセスメント要約票」の全体のまとめから記載)						計画評価予定日		年	月	日					
※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入															

富士市福祉部高齢者支援課作成 (出典: 社団法人日本社会福祉士会作成様式を参考に作成)

第1表		高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書(1)										決 裁 欄(例)			
												課 長	係 長	担当者	
高齢者本人氏名		殿										計画作成段階 見直し 措置解除 虐待終結			
計画作成者所属		地域包括支援センター										計画の作成回数: ____回目 (初回計画作成日 年 月 日)			
計画作成者氏名												計画作成日 年 月 日			
												会議日時: 年 月 日 時 分			
会議目的											出席者	所属: 氏名	所属: 氏名	所属: 氏名	
												所属: 氏名	所属: 氏名	所属: 氏名	
												所属: 氏名	所属: 氏名	所属: 氏名	
												所属: 氏名	所属: 氏名	所属: 氏名	
高齢者本人の意見・希望											関連機関等連携マップ				
											※「アセスメント要約票」のⅢ、Ⅳを集約する				
養護者の意見・希望															
											※支援の必要性 ☐ あり ☐ なし ☐ 不明				
総合的な対応方針 ※「アセスメント要約票」全体のまとめより															

富士市福祉部高齢者支援課作成 (出典: 社団法人日本社会福祉士会作成様式を参考に作成)

第2表		高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書(2)										決 裁 欄(例)			
												課 長	係 長	担当者	
対象	優先順位	課題	目標	対応方法(具体的な役割分担)											
				何を・どのように	関係機関・担当者等	実施日時・期間/評価日									
高齢者															
養護者															
その他の家族															
関係者															
対応が困難な課題/今後検討しなければならない事項など(虐待終結に向けた課題等を記載)				計画評価予定日 年 月 日											
※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入															

富士市福祉部高齢者支援課作成 (出典: 社団法人日本社会福祉士会作成様式を参考に作成)

高 齢 者 虐 待 対 応 評 価 会 議 記 録 票										決 裁 欄 (例)				
										課 長	係 長	担 当 者		
高 齢 者 本 人 氏 名 殿														
計 画 作 成 者 所 属 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー										計 画 評 価 : 回 目				
計 画 作 成 者 氏 名										会 議 日 時 : 年 月 日 時 分 ~ 時 分				
会 議 目 的										出席者 所属: 氏名 所属: 氏名 所属: 氏名				
課 題 番 号	目 標		実 施 状 況 (誰 が ど の よ う に 取 り 組 ん だ か) 計 画 通 り の 役 割 分 担 ・ 対 応 方 法 を 実 施 し た 場 合 に は、□ に チェック		確 認 し た 事 実 と 日 付		目 標 及 び 対 応 方 法 の 評 価 目 標 及 び 対 応 方 法 に 変 更 の 場 合、() 内 に 記 載							
			☐				□ 目 標 達 成 □ 目 標 の 継 続 □ 対 応 方 法 の 継 続 □ 目 標 の 変 更 □ 対 応 方 法 の 変 更 ()							
			☐				□ 目 標 達 成 □ 目 標 の 継 続 □ 対 応 方 法 の 継 続 □ 目 標 の 変 更 □ 対 応 方 法 の 変 更 ()							
			☐				□ 目 標 達 成 □ 目 標 の 継 続 □ 対 応 方 法 の 継 続 □ 目 標 の 変 更 □ 対 応 方 法 の 変 更 ()							
			☐				□ 目 標 達 成 □ 目 標 の 継 続 □ 対 応 方 法 の 継 続 □ 目 標 の 変 更 □ 対 応 方 法 の 変 更 ()							
			☐				□ 目 標 達 成 □ 目 標 の 継 続 □ 対 応 方 法 の 継 続 □ 目 標 の 変 更 □ 対 応 方 法 の 変 更 ()							
			☐				□ 目 標 達 成 □ 目 標 の 継 続 □ 対 応 方 法 の 継 続 □ 目 標 の 変 更 □ 対 応 方 法 の 変 更 ()							
虐 待 発 生 の リ ス ク 状 況	虐 待 種 別		判 定		【 判 定 欄 に 該 当 番 号 を 記 入 】 1. 虐 待 が 発 生 し て い る 2. 虐 待 の 疑 い が あ る 3. 一 時 的 に 解 消 (再 発 の 可 能 性 が 残 る) 4. 虐 待 は 解 消 し た 5. 虐 待 は 確 認 さ れ て い な い		高 齢 者 本 人 の 状 況 (意 見 ・ 希 望)		養 護 者 の 状 況 (意 見 ・ 希 望)					
	1. 身 体 的 虐 待													
	2. 放 棄 ・ 放 任													
	3. 心 理 的 虐 待													
	4. 性 的 虐 待													
	5. 経 済 的 虐 待													
	6. そ の 他												養 護 者 支 援 の 必 要 性 □ 有 り □ な し	
新 た な 対 応 計 画 の 必 要 性					評 価 結 果 の ま と め (年 月 日 現 在 の 状 況)					今 後 の 対 応				
					1. 虐 待 対 応 の 終 結					> 1. 権 利 擁 護 対 応 (虐 待 対 応 を 除 く) に 移 行				
					2. 現 在 の 虐 待 対 応 計 画 内 容 に 基 づ き、対 応 を 継 続					> 2. 包 括 的 ・ 継 続 的 ケ ア マ ネ ジ ム エ ン ト 支 援 に 移 行				
					3. ア セ ス メ ン ト、虐 待 対 応 計 画 の 見 直 し					> 3. そ の 他 ()				
					4. そ の 他 ()									
富 士 市 福 祉 部 高 齢 者 支 援 課 作 成 (出 典 : 社 団 法 人 日 本 社 会 福 祉 士 会 作 成 様 式 を 参 考 に 作 成)														

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日法律第百二十四号)

改正：平成二六年六月二五日法律第八三号

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第六条—第十九条）

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第二十条—第二十五条）

第四章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第五章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三 に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項 に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十一項 に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十六項 に規定する介護老人福祉施設、同条第二十七項 に規定する介護老人保健施設若しくは同法第百十五条の四十六第一項 に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項 に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項 に規定する居宅サービス事業、同条第十四項 に規定する地域密着型サービス

事業、同条第二十三項 に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項 に規定する介護予防サービス事業、同条第十四項 に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十八項 に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

- 6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号 に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通報等を受けた場合の措置）

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高

高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三 に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項 若しくは第十一条第一項 の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条 の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号 又は第十一条第一項第一号 若しくは第二号 の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項 の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警察署長に対する援助要請等）

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

（養護者の支援）

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（専門的に従事する職員の確保）

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

（連携協力体制）

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

（事務の委託）

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（周知）

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

（都道府県の援助等）

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

（養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置）

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等）

- 第二十一条** 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法 の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

- 第二十二条** 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。
- 2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項 の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項 の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法 又は介護保険法 の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

（調査研究）

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者で行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（成年後見制度の利用促進）

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（検討）

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

○個人情報の保護に関する法律

(平成十五年五月三十日法律第五十七号)

改正：令和 3 年 5 月 19 日公布

令和 5 年 4 月 1 日施行

第四章 個人情報取扱事業者の義務等

(利用目的による制限)

第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者提供の制限)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
 - 二 第三者に提供される個人データの項目
 - 三 第三者への提供の手段又は方法
 - 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

（参考資料）

- ・厚生労働省 老健局 市町村・都道府県における 高齢者虐待への対応と養護者支援について
- ・厚生労働省 「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」
- ・厚生労働省 児童虐待対応の手引き
- ・首都大学東京 副田あけみ教授作成様式
- ・身体拘束ゼロへの手引き（厚生労働省：身体拘束ゼロ作戦推進会議）
- ・富士市高齢者支援課介護支援専門基礎研修資料
- ・彦根市高齢者虐待対応マニュアル
- ・岡崎市高齢者虐待発見チェックリスト
- ・日本社会福祉士会
市長村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き

令和 5年 4月発行

富士市福祉部高齢者支援課

〒417-8601

富士市永田町 1 丁目 100

TEL 0545-55-2951

FAX 0545-55-2920